

市川市土砂等の埋立て等による土壌の
汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

市川市

はじめに

この条例は、昭和55年から施行されていたものですが、その後の情勢から有害物質を含んだ土砂等の埋立て等から発生する土壤汚染を防止するとともに、土砂等の不適正な埋立て・盛土・たい積から発生する災害を防止するため平成15年6月に改正し、平成16年1月1日から施行することとなったものです。

この手引きは、土砂等の埋立て等を実施される皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法を解説したものです。

条例の趣旨を十分理解され、土砂等の埋立て等による土壤の汚染や災害の発生の防止に十分留意されるようお願いいたします。

目 次

I	土砂等の埋立て等の事業(特定事業)を実施する方への留意事項	1
第一	事業の実施にあたって	1
第二	事業について	2
II	土砂等の埋立て等事業の許可申請について	4
第一	土砂等の埋め立て等の許可申請概要	4
第二	許可(変更許可を含む)申請までの流れ	5
第三	「土砂等の埋立て等に関する指導要綱」の手続きについて	6
第四	特定事業許可申請書等作成要領	9
1	特定事業許可申請書記載要領	9
2	特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書記載要領	19
3	特定事業変更許可申請書記載要領	23
4	特定事業譲受け許可申請書記載要領	25
5	特定事業の構造計算について	27
6	施工計画書について	27
III	特定事業の施工(許可後の手続き等)について	28
第一	施設の設置及び土砂等搬入前の工事工程の確認について	28
第二	特定事業の着手の届出について(条例第16条)	28
第三	土砂等の搬入について(条例第17条)	28
第四	特定事業の施工管理について	29
第五	定期報告について(条例第18条及び19条)	29
第六	特定事業の軽微な変更について(条例第14条第1項)	30
第七	特定事業の完了について(条例第23条)	30
第八	特定事業の廃止、中止について(条例第22条)	31
第九	特定事業の終了について(条例第24条)	31

第十 特定事業の譲受けについて(条例第25条)	31
第十一 特定事業の相続等について(条例第26条)	31
IV 条例・規則等	33
条例・規則本文	33
市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導 に関する要綱	78
V 参考	81
土砂等の区分について	81
発生土利用基準	83
別表第三の五号の擁壁の基準について	85
VI 様式	

I 土砂等の埋立て等の事業(特定事業)を実施する方への留意事項

特定事業とは、宅地造成、農地かさ上げ(客土行為を含む)など土地利用の形態等を問わず、300平方メートル以上3,000平方メートル未満の区域を土砂等で埋立て等に供する事業(条例第2条)をいい、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可(条例第9条)が必要です。

3,000平方メートル以上の区域を土砂等で埋立て等に供する事業の場合は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可が必要です。

許可が必要ない造成であっても、何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない(条例第7条)こととなっています。

第一 事業の実施にあたって

この条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を受けることが必要です。

- 1 特定事業を実施する区域(土地)の埋蔵文化財の有無について、市川市教育委員会に確認してください(埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。)
- 2 特定事業を実施する区域(土地)内に、青道や赤道がある場合(公図で確認すること。)は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどのようにするのか等を関係各課に確認してください。
- 3 特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用(一時転用を含む。)の手続きも必要となります。
- 4 特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、農政課に確認してください。
- 5 事務所建設(仮設対応可)については、建築確認を所掌する課に規模、条件等を確認してください。
- 6 その他、施行規則第8条別表第2に掲げる行為や開発行為など、関係許認可を十分に確認してください。
- 7 宅地造成等規制法の規制区域では、造成後が宅地(農地、山林、公共用地(道路、河川等)以外の全て)になる場合は、宅地造成法の許可が必要です。
- 8 500㎡以上の一時たい積事業(ストックヤード)は、粉じん発生施設に該当するため、市川市環境保全条例の届出が必要となります。

第二 事業について

1 事業区域、対象事業

- (1) 特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、現場事務所、一時たい積特定事業場の保安地帯等は含まない。
また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施する場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立て等を行う区域が対象となる(たとえ隣接地でも対象となる。)
- (2) 事業規模が、変更により3,000㎡以上になる場合は、市条例による完了等確認を得た後に県条例の許可が必要となる。
- (3) ゴルフ場のバンカーに砂を入れる行為(入れ換えを含む。)は、この条例の許可対象外です。
- (4) 植栽のために、樹木と一緒に搬入する土砂はこの条例の許可対象外です。
- (5) 廃棄物処理場の覆土行為は、この条例の許可対象外です。

2 使用材料等

- (1) 特定事業区域の表土が岩石の場合、地質検査は不要です。
- (2) 搬入路の路盤材としての鉦滓や砕石などは、この条例の対象外ですが、事業完了等の際には、撤去が必要です。
- (3) 第4種建設発生土を石灰処理し粒度・水分等を調整した土砂等は、第3種改良土以上になれば埋立て等は可能です。

しかし、pHが高い場合などがあるので植物の育成障害等について、地主等と相談すること(土地の用途によっては不可の場合あり。)

また、第4種建設発生土及び泥土については、特定事業場への搬入を禁止する。

- (4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。建設汚泥を中間処理した改良土については、特定事業場への搬入を禁止する。
- (5) 土壌の安全基準に適合する土砂等であっても埋立て等することにより、周辺環境に対して影響のおそれがある油分等を含む(廃棄物ではないこと。)土砂等については、原則として特定事業場への搬入を禁止する。

ただし、物理的処理によって含有量を低減する処理を行った場合については、処理前の発生元証明書及び処理前後の地質分析(濃度)結果並びに処理方法を添付し、市長が認めた土砂等である場合は、この限りでないものとする。

3 その他

- (1) 特定事業区域の表面をアスファルト舗装する場合や天地返し(事業前に確保してあった表土で覆う)の場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了確認結果通知後とする。
- (2) 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析結果証明書は、どんなに小規模(小土量)でも、発生場所ごとに必要です。
- (3) 排水の水質検査については、検査依頼機関に、容器、採水量等を十分確認して

おくこと。

(4) 事業の変更(期間延長、区域拡大等)は、許可期限が切れてからは認められないので、事業変更許可(事業変更協議を含む)が必要な場合には、期限が切れる3～6ヶ月程度前から余裕を持って手続きに入ること。

(5) 申請手数料について

平成16年1月1日から、申請手数料が次のとおり定められたので留意すること。

・特定事業許可申請手数料

1件につき50,000円

農業振興に係る減免措置が講じられた場合35,000円

・特定事業変更許可申請手数料

1件につき30,000円

農業振興に係る減免措置が講じられた場合20,000円

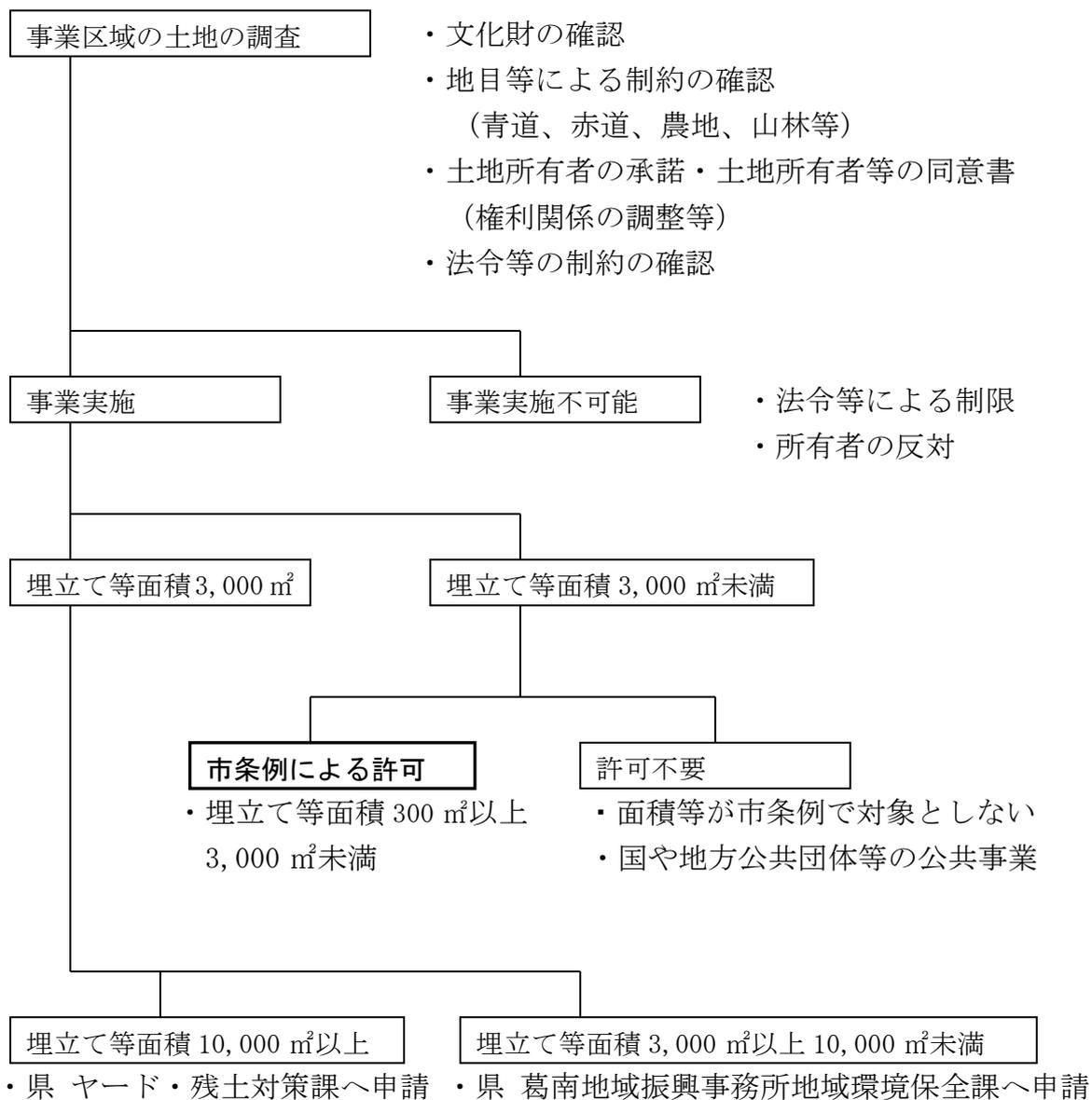
・特定事業譲受け許可申請手数料

1件につき30,000円

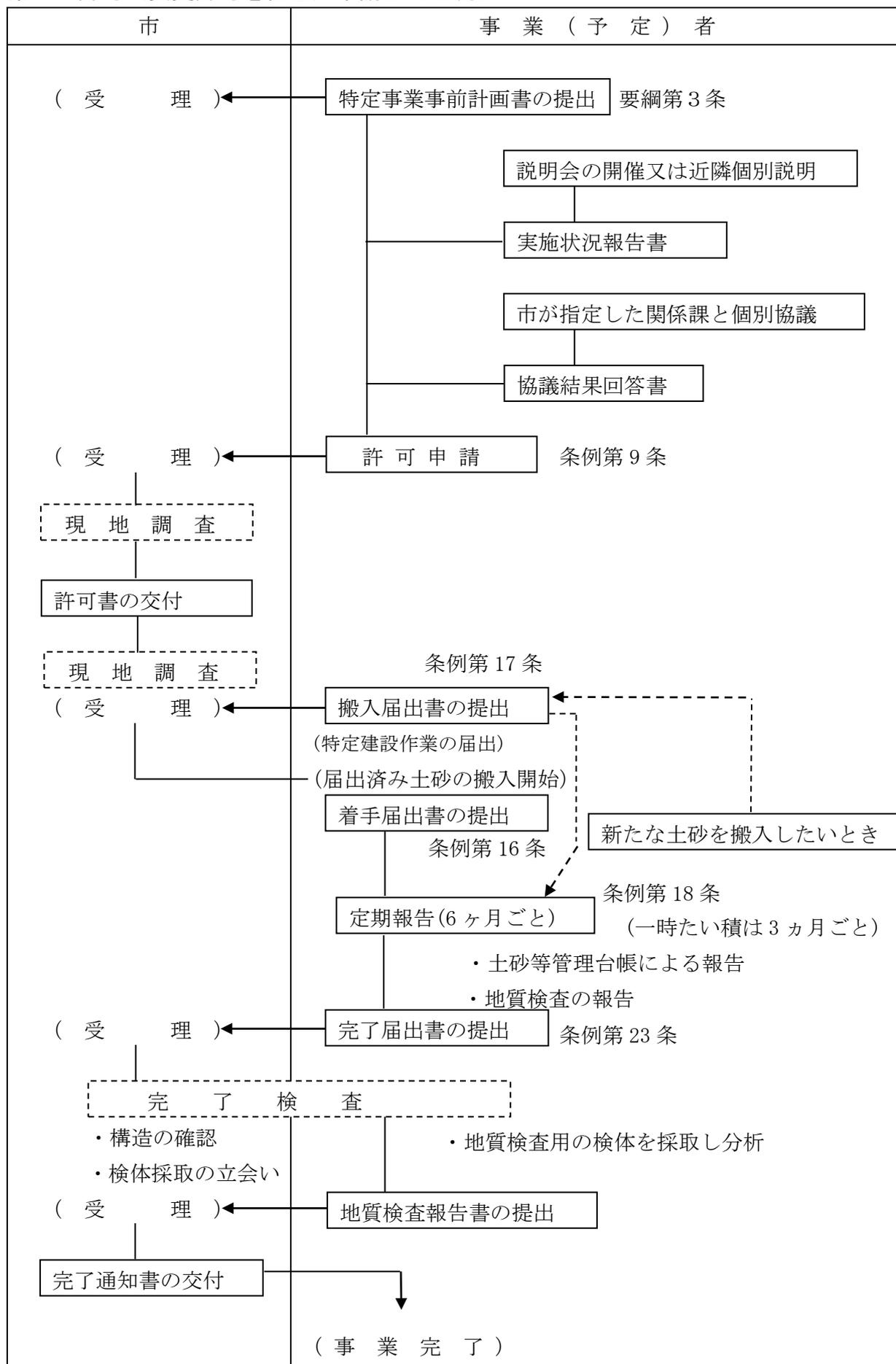
農業振興に係る減免措置が講じられた場合20,000円

II 土砂等の埋立て等事業の許可申請について

第一 土砂等の埋立て等の許可申請概要



第二 許可（変更許可を含む）申請までの流れ



第三 「土砂等の埋立て等に関する指導要綱」の手続きについて

土砂等の埋立て等事業（特定事業）の申請に当たっては、条例に基づく許可申請（変更許可申請を含む）を行う前に、市長に対して特定事業事前計画書又は変更計画書を提出するとともに、地域住民に対して計画の概要や環境保全上の留意点についての説明会を開催することが必要です。

1 特定事業事前計画書（要綱様式第1号）作成要領

提出部数は正本1通、写し1通の計2部。

そのほか、関係課との協議・調整用として、必要部数を用意すること。

（添付書類等については、原則として特定事業許可申請書の添付書類と同様であるため、詳細については特定事業許可申請書等作成要領を参照のこと。）

（1）事業者

特定事業を行う事業者（特定事業の許可申請を行う者）を記載すること。

申請者の実印を押印すること。

（2）特定事業場の位置

特定事業場の代表地番及びほか〇〇筆と記載するとともに地番一覧表（申請の手引き参照）を添付すること。

なお、一覧表には、地目・地積・所有者等の住所氏名を記載すること。

（3）特定事業場及び特定事業区域の面積

実測により測量した面積を記載すること。

（4）事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

計画平面図等設置計画の概要が記載されている書類を添付すること。

（5）特定事業に使用される土砂等の量

実測の平面図や断面図により計算した搬入される土砂等の量を記載すること。

また、土量計算書を添付すること。

（6）特定事業の期間（3年以内とする）

土砂等の搬入の計画などから特定事業を行う期間を記載のこと。なお、許可申請等から許可となるまでの期間を考慮に入れて期間を計画すること。

（7）特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業施工前の現況図及び施工後の計画平面図や縦断図を添付すること（縮尺250分の1～500分の1程度のもの）。

（8）要綱第4条に関する開催計画

地域住民への説明会の期日、方法、その範囲などの計画（予定）を記載すること。

（9）特定事業場の位置図・付近の見取図・公図の写し

位置図（1/25,000程度）、付近の見取図（1/2,500程度）

見取図には特定事業場付近の住居や公共施設等を明記すること。

（10）土砂等の搬入計画（許可申請書の別記様式）

搬入する予定の土砂等の発生場所・量・搬入期間・搬入時間・性質を記載すること。

搬入予定量は、特定事業事前計画書の計画予定土量とおおむね合致すること。また、土砂等の搬入についての経路図を添付すること。

(11) 排水関連の書類（その他市長が必要と認める書類）

湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を添付すること。

さらに、沈砂池（調整池）等の設置が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面を添付すること。

なお、関係する法令の適用及び申請状況など計画の概要について聴取します。

2 地域住民に対する説明

特定事業事前計画書の提出後、当該特定事業区域から30mの範囲の住民又は勤務する者について実施することとし、また、必要に応じて自治会長等の地域の代表とその方法等について協議すること。

特定事業計画の内容について十分に周知し理解に努めるとともに、地域の環境保全上の留意点について具体的に協議し、住民からの質問や意見要望等について事業計画に反映すること。

3 特定事業説明会等実施状況報告書の作成

地域住民に対する説明が実施された場合、説明についての内容及び結果を特定事業説明状況報告書（要綱様式第6号）に記載して、許可申請書に添付して提出すること。

記載すべき事項は、説明の日時、方法、説明した範囲、要望や意見及びその回答などについて具体的に記載するとともに、必要に応じて説明に関連する書類等を作成し添付すること。

ただし、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（以下「宅地開発条例」という。）に基づく説明及び報告をしたときは、当該報告書の写しの提出をもって、特定事業説明状況報告書に代えることができるものとする。なお、この場合は、宅地開発条例に基づく「近隣住民等」に限られるため、これ以外の特定事業区域から30mの範囲の住民又は勤務する者については、特定事業説明状況報告書を提出すること。

4 関係各課との協議・調整

特定事業の概要について、関係各課との協議を行う時は、必要に応じて特定事業事前計画書等の書類を持参すること。

関係課からの指示事項については、速やかに対応し、許可申請時に協議結果回答書（要綱様式第7号）に記載し、提出すること。ただし、宅地開発条例に基づき、協議が行われる関係課を除く。

	関係各課	主な協議事項
1	開発指導課	宅地開発事業の全般 市街化調整区域の現場事務所
2	建築指導課	市街化区域の現場事務所
3	道路管理課	道路全般に関する事項
4	公園緑地課	公園等及び緑地施設の整備に関する事項、保存樹木

5	河川・下水道管理課	雨水貯留及び浸透に関する事項 下水道に関する事項（下水道区域内）
6	農業振興課	農業振興に関する事項
7	農業委員会	農地法に関する事項
8	街づくり計画課	地区計画、景観形成、土地利用に関する事項
9	考古博物館	文化財に関する事項
10	保健体育課	通学路に関する事項
11	商工業振興課	工業（準工・工専）地域の埋め立てに関する事項
12	生活環境保全課	環境保全に関する事項

第四 特定事業許可申請書等作成要領

1 特定事業許可申請書記載要領

- ・申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出部数

2部 (正本1部 副本1部 (写しで可))

なお、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、地番一覧等求められた部数。

- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

(1) 目次

申請に当たっては申請書添付書類についての目次を作成すること。

原則として特定事業許可申請書の必要書類チェック表の順で作成すること。

(2) 特定事業許可申請書 (規則様式第7号)

- ①申請者：特定事業を行おうとする事業者を記載し、住民票 (法人にあつては登記事項証明書) を添付すること。また、申請者の印鑑登録証明書 (申請者が法人にあつては代表者印の印鑑登録証明書) を添付すること。

特定事業許可申請書には実印を押印し、住民票 (法人にあつては登記事項証明書) 及び印鑑登録証明書は申請する日前3月以内に発行されたものに限る。

- ②法定代理人の氏名及び住所：申請者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票を添付すること。

- ③特定事業場の位置：事業場の代表地番及びほか〇〇筆と記載すること。また、申請書には別紙地番一覧を添付すること。

- ④特定事業及び特定事業区域の面積：実測の求積図等を添付すること。

- ⑤現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置：1/250～1/500程度で図面を添付すること

- ⑥現場責任者の氏名及び職名：現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。

- ⑦特定事業区域の地質の状況：事業区域の面積に応じて規則第6条第7項の区分に従って採取 (採取は5点混合方式で深さはおおむね10～30cm程度)、分析し、採取試料の採取地点の位置図及び採取状況の現場写真、検査試料採取調書 (規則様式第8号)、地質分析 (濃度) 結果証明書 (規則第9号様式) を添付すること。

- ⑧特定事業に使用される土砂等の量：搬入する土砂等の量を積算した使用土量計算書 (土量変化率を考慮したもの。) を添付すること。規則様式第7号別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」の予定量の合計におおむね合致すること。

- ⑨特定事業の期間：特定事業を行う期間 (3年以内とする。) を記載すること。

- ⑩特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造：「別表第3」に掲げる構造のとおりとし、施行の前後の構造が判別できる1/250～1/500程度の断面図等とし、必

要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。

- ⑪ 特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項：発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入についての最大日量、搬入期間、搬入時間、及び土砂等の性質（表－1 土質区分基準を参考のこと）について、別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」に記載すること。予定量の合計が特定事業に使用される土砂等の量におおむね合致すること。なお、備考欄に当該発生元事業者の連絡先等を記載すること。
 - ⑫ 特定事業が施行されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置：1/500 程度の平面図に排水溝、排水桝等を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。
 - ⑬ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置：1/500 程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。なお、表土の流出の可能性がある場合には高さ 1 m 程度の板柵を設置すること等により防止するものとし、沈砂池（調整池）、堰堤等の位置及び構造を記した図面を添付すること。
- (3) 現場責任者であることを証する書面：事業者が定めた当該特定事業場の現場責任者であることが確認できるもの。
 - (4) 特定事業場の位置図
1/25,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。
 - (5) 特定事業場付近の見取図
1/2,500 程度で特定事業場の周辺の状況(住居や公共施設等)が判明できるもの。
 - (6) 搬入経路図
土砂等の発生場所ごとの現場から当該許可申請地までの土砂等の搬入経路を記載すること。
 - (7) 特定事業場並びに区域の実測平面図・縦断図・横断図
1/250～1/500 程度で作成し、特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判別できるもの。縦・横断図は形状が確認できるピッチの縦横のものとする。また、平面図には特定事業区域について隣地との境界杭等を明示すること。
 - (8) 特定事業場の土地の登記事項証明書
特定事業場の土地の登記事項証明書で、申請する日前 3 月以内に発行されたものに限る。
 - (9) 公図の写し
特定事業場及び区域を明示し、特定事業場及び区域並びに隣接地の地目等を記入したもの。また、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。
 - (10) 特定事業区域外土地使用承諾書・特定事業区域内土地使用同意書・特定事業区域内施工同意書等
特定事業場並びに区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について申

請者が使用占有する権限等があることを証する書類等の添付が必要となる。なお、1筆の土地が特定事業場及び区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

①特定事業場については、別紙特定事業区域外土地使用承諾書（又は同様の内容で既に契約等がなされている場合にはその契約書等及び当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても同様に当該権利者からの土地使用承諾書等が必要となる。）。

②特定事業区域については、規則第5条による土地所有者の特定事業区域内土地使用同意書（当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても同様に当該権利者からの区域内土地使用同意書が必要となる。）及び当該書類に捺印した土地所有者の印鑑登録証明書並びに事業の施工の妨げとなる権利者の特定事業区域内施工同意書

(11) 構造安定計算書

規則第7条(別表第3)の構造上の基準に基づいて必要に応じて添付する。なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。

(12) 施工計画書

①特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。

②使用する機械や資材を記載した書類。

③搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。必要に応じ図面等を添付すること。

④各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。

⑤申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。

(13) 擁壁関係書類

擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判別できるものであること（参考条文「宅地造成規制法施行令」）。

(14) 構造基準適用除外書面

当該特定事業が別表第2に掲げる森林法ほかの行為に該当する場合には、当該許可等の許可書等又は申請書の写し(受付印のあるもの。)を添付すること。

(15) 特定事業説明状況報告書

特定事業事前計画書に記載した要綱第4条に関する開催計画に基づいて行われた地域住民に対する説明会の結果を記載するとともに出席者名簿・議事録・説明会試料等添付すること。

ただし、宅地開発条例に基づく説明及び報告をしたときは、当該報告書の写しの提出をもって、特定事業説明状況報告書に代えることができるものとする。なお、この場合は、宅地開発条例に基づく「近隣住民等」に限られるため、これ以外の特

定事業区域から30mの範囲の住民又は勤務する者については、特定事業説明状況報告書を提出すること。

(16) 特定事業を施工するにあたり、要綱第5条に関する関係機関及び関係各課との協議・調整を済ませ、その結果については協議結果回答書を添付すること。ただし、宅地開発条例に基づき、協議が行われる関係機関及び関係各課を除く。

(17) 関係許認可等申請書

この条例以外に特定事業を施工するにあたり、許認可等が必要で、許認可等がなされている場合は、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し(受付印のあるもの。)を添付すること。

* 特定事業許可申請書の必要書類チェック表

特定事業事前計画書（要綱様式第1号）、特定事業許可申請書（規則様式第7号）

○事前協議者、申請者は原則土地所有者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・事前協議者、申請者が土地所有者でない場合は、特定事業区域内土地使用同意書（規則様式第2号）が必要（添付書類14） ・土地所有者が複数いる場合は代表者が申請し、その他の人の同意書が必要 ・事前協議者、申請者が施工業者等の場合は土地所有者全員分の同意書が必要
○手続き等を申請者以外が行う場合は委任状を添付する。
○土砂等の搬入計画（事前計画書、申請書の3ページ目）を添付する。

添付書類

(有無)

(1) 住民票の写し(法人の場合にあつては、登記事項証明書)	
・申請者住民票の写し（法人の場合にあつては、登記事項証明書）	
・申請者印鑑証明書（許可申請する日前3ヶ月以内）	
(2) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し	
・申請者が成年者である場合には、不要	
(3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図	
・特定事業場・区域の位置図、現場事務所を設置する場合は位置図(Google マップ、住宅地図等)	
・土砂の搬入経路図	
(4) 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）	
・施工前後の平面図、断面図、求積図（実測）	
(5) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し	
・土地の登記簿謄本	
・公図の写し	
・地番及び所有者一覧表（用紙は手引き P15）	
(6) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書 【検体数は、区域を等分し2検体（農業振興の減免措置は1検体）】	
・計画地の地質検査のサンプリング地点図、写真	
・検査試料採取調書（規則様式第8号）	
・地質分析(濃度)結果証明書（規則様式第9号）	
(7) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書	
・土砂等の予定量の計算書	
(8) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面	

<ul style="list-style-type: none"> 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面 	
<ul style="list-style-type: none"> 施工期間において、事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置。（断面図：のり面を明記して崩落しないことを証明する。） 	
<ul style="list-style-type: none"> 施工期間において、事業区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置。（6ヶ月毎及び完了時に水質検査を行う）※排水がない場合は不要 	
(9) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図	
<ul style="list-style-type: none"> 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図 	
(10) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	
<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 	
(11) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書	
<ul style="list-style-type: none"> 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書（手引きの P11 参照） 	
(12) 特定事業が別表第 2 に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面	
<ul style="list-style-type: none"> 特定事業が規則別表第 2 に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 ※該当する場合は、決定書若しくは申請書の写し 	
(13) 現場責任者であることを証する書面	
<ul style="list-style-type: none"> 現場責任者であることを証する書面 	
※現場責任者選任届等（自由様式）を作成する（社員証等の写しを添付）	
(14) 特定事業区域内土地使用同意書及び特定事業区域内施工同意書	
<ul style="list-style-type: none"> 特定事業区域内土地使用同意書（規則様式第 2 号） 	
<ul style="list-style-type: none"> 特定事業区域内施工同意書（規則様式第 4 号）※第三者が地上権・永小作件・質権・賃借権に係る場合（第三者が係らない場合は不要） 	
<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者の印鑑証明書（ただし、土地所有者が申請者の場合は不要） 	
(15) その他（市長が必要と認める書類及び図面）	
[特定事業区域外を使用する場合]	
<ul style="list-style-type: none"> 特定事業区域外土地使用承諾書 	
搬入等で第三者の土地を使用する場合に必要（用紙は手引き P14）	

<p>[近隣説明関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業説明会等実施計画書（要綱様式第5号） ※ 宅地開発条例に基づく説明を行っている場合はその報告書の写しで可。ただし説明を行っていない住民等については別途説明を行い、報告を行うこと。 ・ 特定事業説明状況報告書（要綱様式第6号） ・ 近隣住民等の範囲を示す図面 ・ 事業概要文書（説明資料、投函資料等） 	
<p>[関係機関との協議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との協議結果報告書（要綱様式第7号） <p>宅地開発条例に該当しない場合に農業委員会等と協議した場合に提出する。 宅開条例に基づき、関係各課との協議が行われた場合は、各課持ち回りで受理印が押印された書類のコピーを提出する。</p>	

特定事業区域外土地使用承諾書

年 月 日

承諾者

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

電話番号

(土地提供者) は、(特定事業者) に対し、下記のとおり特定事業場に供する土地として提供することを承諾しました。

記

1 特定事業者の氏名若しくは名称、住所、法人の代表者の氏名

2 特定事業場の所在地

3 提供する土地の承諾期間 年 月 日～ 年 月 日

4 提供する土地の一覧 合計 平方メートル(公簿)

所在及び地番	地目	地積	備考

(注) 提供する土地の承諾期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に承諾期間を記載すること。

別紙

特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項

採取場所・発生元事業者名	搬 入 計 画					
	予 定 量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 等の区分	備 考

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

2 特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書記載要領

- ・申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出部数
2部。(正本は1通で副本は写しで可。)
このほか、関係各課意見照会用として、位置図、見取図、公図、地番一覧表等必要部数。
- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

(1) 目次

申請にあたっては、申請書添付書類についての目次を作成すること。原則として、当該目次については特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書の必要書類チェック表の順で作成すること。

(2) 特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書(規則様式第10号)

- ①申請者：特定事業を行おうとする事業者を記載し、住民票(法人にあっては登記事項証明書)を添付すること。また、申請者の印鑑登録証明書(申請者が法人にあっては代表者印の印鑑登録証明書)を添付する。

特定事業許可申請書には実印を押印し、住民票(法人にあっては登記事項証明書)及び印鑑登録証明書は申請する日前3月以内に発行されたものに限る。

- ②法定代理人の氏名及び住所：申請者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票を添付すること。

- ③特定事業場の位置：事業場(たい積区域及び特定事業のための搬入路、現場事務所、保安地帯等を含む)の代表地番ほか〇〇筆と記載すること。また、申請書には別紙地番一覧を添付すること。

- ④特定事業場及び特定事業区域の面積：実測の求積図等を添付すること。

- ⑤現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置：1/250～1/500程度で図面を作成し、添付すること。

- ⑥現場責任者の氏名及び職名：現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。

- ⑦特定事業区域の表土の地質の状況：事業区域の面積に応じて規則第6条第7項の区分に従って採取(採取は5点混合方式で深さはおおむね10～30cm程度)、分析し、採取試料の採取地点の位置図及び採取状況の現場写真、検査試料採取調書(規則第8号様式)、地質分析(濃度)結果証明書(規則第9号様式)を添付すること。

- ⑧遮断構造に関する図面：表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合については、1/250～1/500程度の構造が判明する断面図を添付すること。

- ⑨特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量：年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載するとともに、別紙「特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項」の予定量の合計とおおむね合致すること。

- ⑩特定事業の施工期間：特定事業を行う期間を記載すること。特定事業場が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権限の明らかな書類(特定事業区域外土地使用承諾書・特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書・特定事業区域内施工同意書等)の契約期間とすること。
- ⑪特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造：「別表第4」に掲げる構造のとおりとし、1/250～1/500 程度の平面図及び断面図を添付すること。また、当該特定事業区域にたい積できる土砂等の量の計算書を添付すること。
- ⑫特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置：1/500 程度の平面図に排水溝、排水柵等を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。
- ⑬土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置：1/250 程度の平面図及び立面図に、工法等を記載すること。
- (3) 現場責任者であることを証する書面
事業者が定めた当該特定事業場の現場責任者であることが確認できるもの。
- (4) 特定事業場の位置図
1/25,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。
- (5) 特定事業場付近の見取図
1/2,500 程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるもの。
- (6) 特定事業場並びに区域の実測平面図・縦断図・横断図
1/250～1/500 程度で作成し、特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判明できるもの。
- (7) 特定事業場の土地の登記事項証明書
特定事業場の土地の登記事項証明書で、申請する日前3月以内に発行されたものに限る。
- (8) 公図の写し
特定事業場及び区域を明示し、特定事業場及び区域並びに隣接地の地目等を記入したもの。謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。
- (9) 特定事業区域外土地使用承諾書・特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書・特定事業区域内施工同意書
特定事業場並びに区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について申請者が使用占有する権限等があることを証する書類等の添付が必要となる。なお、1筆の土地が特定事業場及び区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。
- ①特定事業場については、別紙特定事業区域外土地使用承諾書(又は同様の内容ですでに契約等がなされている場合にはその契約書等及び当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買契約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても同様に当該権利者からの土地使用承諾書等が必要となる。)
- ②特定事業区域については、規則第5条による土地所有者の特定事業(一時たい

積特定事業)区域内土地使用同意書(当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても同様に当該権利者からの区域内土地使用同意書が必要となる。)及び当該書類に捺印した土地所有者の印鑑登録証明書並びに事業の施工の妨げとなる権利者の特定事業区域内施工同意書

(10) 施工計画書

- ①特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表
- ②使用する機械や資材を記載した書類。
- ③搬入路、地盤改良、排水施設、たい積の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。必要に応じ図面等を添付すること。
- ④各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。
- ⑤申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。

(11) 構造基準適用除外書面

当該特定事業が別表第2に掲げる森林法ほかの行為に該当する場合には、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し(受付印のあるもの。)を添付すること。

(12) 特定事業説明状況報告書

特定事業事前計画書に記載した要綱第4条に関する開催計画に基づいて行われた地域住民に対する説明会の結果を記載するとともに出席者名簿・議事録・説明資料等添付すること。

(13) 特定事業を施工するにあたり、要綱第5条に関する関係機関及び関係各課との協議・調整を済ませ、その結果については協議結果回答書を添付すること。

(14) 関係許認可等申請書

この条例以外に特定事業を施工するにあたり、許認可等が必要で、許認可等がなされている場合は、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し(受付印のあるもの。)を添付すること。

* 特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書の必要書類チェック表

番号	符号	事 項	添付有無
1		目次	
2		特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書	
	①	申請者住民票(又は登記事項証明書) 申請者印鑑登録証明書	
	②	法定代理人の住民票(申請者が未成年者の場合)	
	③	特定事業場地番一覧表	
	④	特定事業場求積図 特定事業区域求積図	
	⑤	現場事務所その他特定事業に供する施設についての図面	
	⑦	表土検査関係書類 (採取地点位置図) (採取地点現場写真) (検査試料採取調書) (地質分析(濃度)結果証明書)	
	⑧	表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合の断面図	
	⑨	使用土砂等予定量計算書	
	⑩	特定事業の施工期間	
	⑪	特定事業に供する施設のたい積の構造	
	⑫	排水測定に関する図面等	
	⑬	災害防止措置に関する図面 流量計算書 暗渠又は開渠排水施設等、排水に係る施設又は措置の図面 調整池(沈砂池)等の容量(根拠)計算書及び構造図面 土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分する措置の図面	
3		現場責任者であることを証する書面	
	⑥	現場責任者の氏名及び職名	
4		特定事業場の位置図	
5		特定事業場付近の見取図	
6		実測平面図 実測縦断面図 実測横断面図	
7		特定事業場の土地の登記事項証明書	
8		公図の写し	
9		特定事業土地使用承諾書・土地使用同意書・施工同意書等 事業区域内の土地所有者等の印鑑登録証明書	
10		施工計画書	
11		構造基準適用除外書面	
	①	森林法(林地開発)	
	②	都市計画法(開発行為)	
	③	宅地等規制法	
	④	その他()	
12		特定事業説明状況報告書	
13		協議結果報告書(関係各課)	
14		関係許認可等申請書(写)	
	①	農地法(転用許可・届)	
	②	森林法(伐採届)	
	③	小規模林地開発措置要綱	
	④	文化財保護法	
	⑤	国土交通省所管公共用財産管理規制	
	⑥	その他()	
15		申請の制限	
	①	第7条第2項(不適合土砂等のおそれ)命令	
	②	第7条第3項及び県条例第8条第3項(不適合土砂等の確認)命令	
	③	第27条措置命令の完了の有無	
	④	第29条義務違反命令の完了の有無	

3 特定事業変更許可申請書記載要領

- ・申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出部数

特定事業許可申請書又は特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書に同じ。

このほか、関係各課意見照会用として、位置図、見取図、公図、地番一覧表等、求められた部数。

(1) 特定事業変更許可申請書(規則様式第11号)各項目の記載要領

変更許可申請において変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

(2) 添付書類

- ①変更に係る書類及び図面並びに位置図
- ②現特定事業許可書又は特定事業(一時たい積特定事業)許可書の写し
- ③関係法令等許認可書の写し
- ④特定事業区域内土地使用同意書(一時たい積特定事業の場合にあつては、特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書)及び特定事業区域内施工同意書
なお、1筆の土地が特定事業場及び区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

※期間延長及び区域の拡大について

- ①期間延長の変更は1年以内とする。(ただし、一時たい積特定事業を除く。)
- ②区域拡大の変更は2割以内とする。

* 特定事業変更許可申請書の必要書類チェック表

番号	符号	事 項	添付有無
1		目次	
2		特定事業変更許可申請書	
	①	申請者住民票（又は登記事項証明書） 申請者印鑑登録証明書	
	②	法定代理人の住民票（申請者が未成年者の場合）	
	③	特定事業許可書の写し	
	④	特定事業場地番一覧表	
	⑤	特定事業場の位置図 特定事業場付近の見取図	
	⑥	実測平面図 実測縦断面図 実測横断面図	
	⑦	特定事業場並びに区域の土地の登記事項証明書	
	⑧	公図の写し	
	⑨	特定事業土地使用承諾書・土地使用同意書・施工同意書等	
	⑩	事業区域内の土地所有者等の印鑑登録証明書	
	⑪	構造安定計算書	
3		施工計画書	
4		擁壁関係書類	
5		構造基準適用除外書面	
6		表土検査関係書類 (採取地点位置図) (採取地点現場写真) (検査試料採取調書) (地質分析(濃度)結果証明書)	
7		一時的に積特定事業場で表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合の構造図	
9		構造基準適用除外書面	
	①	森林法(林地開発)	
	②	都市計画法(開発行為)	
	③	宅地造成規制法	
	④	その他()	
10		特定事業説明状況報告書	
11		協議結果報告書(関係各課)	
12		関係許認可等申請書(写)	
	①	農地法(転用許可・届)	
	②	森林法(伐採届)	
	③	小規模林地開発措置要綱	
	④	文化財保護法	
	⑤	国土交通省所管公共用財産管理規則	
	⑥	その他()	
13		申請の制限	
	①	事業の期間(3年以内)	
	②	第7条第2項(不適合土砂等のおそれ)命令	
	③	第7条第3項及び県条例第8条第3項(不適合土砂等の確認)命令	
	④	第27条措置命令の完了の有無	
	⑤	第29条義務違反命令の完了の有無	

4 特定事業譲受け許可申請書記載要領

- ・申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出部数

特定事業許可申請書又は特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書に同じ。

(1) 目次

申請にあたっては、申請書添付書類についての目次を作成すること。

原則として、当該目次については特定事業譲受け許可申請書の必要書類チェック表の順で作成すること。

(2) 特定事業譲受け許可申請書(規則様式第31号)

許可申請において、申請を行おうとする事項について、その内容及び理由並びに申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。

(3) 添付書類

- ①申請者の住民票の写し(法人の場合にあっては、登記事項証明書)及び申請者の印鑑登録証明書(法人の場合にあっては、代表者印の印鑑登録証明書)
- ②条例第10条の規定による特定事業区域内土地使用同意書(一時たい積特定事業の場合にあっては、特定事業(一時たい積特定事業)土地使用同意書)及び特定事業区域内施工同意書
- ③申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し
- ④特定事業場の位置図及び付近の見取図
- ⑤その他(現特定事業許可書又は特定事業(一時たい積特定事業)許可書の写し)

*特定事業譲受け許可申請書の必要書類チェック表

番号	符号	事 項	添付有無
1		目次	
2		特定事業譲受け許可申請書	
	①	申請者住民票（又は登記事項証明書） 申請者印鑑登録証明書	
	②	特定事業場地番一覧表	
	③	特定事業許可書の写し 特定事業土地使用承諾書・土地使用同意書・施工同意書等 事業区域内の土地所有者等の印鑑登録証明書	
	④	譲受を証する書面	
3		法定代理人の住民票（申請者が未成年の場合）	
4		特定事業場の位置図	
5		特定事業場付近の見取図	
6		構造基準適用除外書面	
	①	森林法(林地開発)	
	②	都市計画法（開発行為）	
	③	宅地造成規制法	
	④	その他（ ）	
7		開発許認可等申請書(写)	
	①	農地法(転用許可・届)	
	②	森林法(伐採届)	
	③	小規模林地開発措置要綱	
	④	文化財保護法	
	⑤	国土交通省所管公共用財産管理規制	
	⑥	その他（ ）	
8		申請の制限	
	①	事業の期間(3年以内)	
	②	第7条第2項(不適合土砂等のおそれ)命令	
	③	第7条第3項及び県条例第8条第3項(不適合土砂等の確認)命令	
	④	第27条措置命令の完了の有無	
	⑤	第29条義務違反命令の完了の有無	

5 特定事業の構造計算について

(1) 安定計算について

特定事業の構造について、規則別表第3に基づいて、安定計算を実施する際には、ボーリング調査を実施し、採取した試料により土質試験を行って算定した数値をもとに土質定数を決定すること。

また、円弧すべりの安定計算を実施する場合には最低1断面につき2ヶ所のボーリング調査を行うこと。ただし、地層の状況が明らかな場合については1ヶ所のボーリングでも可(なお、サウンディング等の調査は必ず実施すること。)

ボーリング調査により軟弱層(圧密層)が確認された場合には、圧密試験を行い、その結果を基に圧密計算を実施し、側方流動に対し安全か確認を行うこと。

(2) 排水施設について

湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置を講ずること。この場合、流量計算書及び流域の図面を添付すること。

さらに沈砂池(調整池)等の設置が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面を添付すること。

6 施工計画書について

(1) 施工計画書の記載方法

①現場組織表

現場責任者及び現場の施工体制及び災害等の緊急時の連絡体制を記載すること。

②特定事業に使用する機械、資材

特定事業に使用する機械(重機等)及び資材について、現場に搬入する時期、種類及び数量を記載すること。

③施工方法

土砂等流出防止等の条例における災害の発生防止の目的に合致した規則別表第3に基づいた施工方法をとることとし、個別の工事ごとの施工方法やその工程などを詳細に記載した書類とすること。具体的には、搬入路、地盤改良、排水施設、堰堤、法面整形、埋立て等の方法など個別の工事工程ごとにその施設等の設置方法及び施工等を盛り込んだ施工図面及びそれを補足する文言等を記載した書類とすること。

土砂等の埋立て等の方法は、原則として5mごとに幅1m以上の小段を設けること。1段ごとに施工するか、層状に埋立て等を行いその都度の法面の整形を行う方法とする。

④工程表

特定事業に係る工事の種別、段階ごとに、災害の発生防止の目的に合致した施工工程としたバーチャートで記載した工程表とすること。

Ⅲ 特定事業の施工（許可後の手続き等）について

書類の提出等

○埋立て事業、一時たい積特定事業

提出部数は正本1部、副本1部(写しで可)

その他、関係各課との調整用として必要部数

第一 施設の設置及び土砂等搬入前の工事工程の確認について

特定事業許可書の交付を受けた事業者は、

①土砂等の搬入を管理するための管理事務所

②特定事業に関することを表示した標識

③土砂等の搬入路

④排水を測定するための施設

⑤特定事業場並びに区域の境界を明示した杭等を設置するとともに、その他土砂等搬入に必要な工事工程が終了した場合はその旨を連絡し、市職員の立会いの上確認を受けた後に搬入が可能となる。

第二 特定事業の着手の届出について(条例第16条)

土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から10日以内に特定事業着手届(規則様式第14号)を提出すること。

第三 土砂等の搬入について(条例第17条)

土砂等の搬入を行う前には必ず、土砂等搬入届(規則様式第15号)を提出し、市の確認を受けること。

なお、搬入届は土砂等の発生場所ごとに、また、同一の発生場所の場合においても2,000㎡ごとに作成すること。

◎添付書類

①土砂等発生元証明書(規則様式第16号)

②検査試料採取調書(規則様式第8号)

③地質分析結果(濃度)証明書(規則様式第9号)

④土砂等発生場所位置図

⑤土砂等の発生場所の平面図(発生又は採取位置を記載したもの)

⑥土砂等の発生場所の現場写真

◎土砂等搬入届(規則様式第15号)についての留意点

①報告されている土砂等の発生元、量、期間等に変更がある場合：併せて特定事業軽微変更届を提出すること。

②土砂等の搬入予定量：発生元証明書のそれぞれの項目を記載すること。

③土砂等の搬入期間：当該搬入届出で、特定事業場に実際に搬入される土砂等の搬入予定期間を記載すること(発生元の工事の期間等ではないことに注意すること。)

④土砂等の運搬事業者名：土砂等の発生場所から特定事業場までの運搬に係る全ての運搬事業者について記載すること。

◎土砂等発生元証明書（規則様式第16号）についての留意点

- ①土砂等発生元証明書の宛て：土砂等の埋め立て等を行う事業者となる（一時たい積特定事業場を経由する場合には一時たい積特定事業者又は埋立て等事業者となる）。
- ②当該工事に係る土砂等発生総量：当該工事現場より発生する総予定土量を記載し、括弧内に当該発生場所から該当特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。
- ③今回の証明に係る土砂等の量：搬出契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（1度に最高2,000 m³まで）が記載されていること。
- ④発生土砂等運搬契約者名：土砂等の発生現場から当該特定事業場までの運搬に係る全ての運搬事業者名が記載されていること。
- ⑤発生土砂等埋立て事業者名：特定事業者名及び住所が記載されていること（一時たい積特定事業場を経由する場合にあっては、一時たい積特定事業者と埋立て等事業者の両方を二段書きで記載すること。）。

第四 特定事業の施工管理について

施工計画書で定めた市職員が確認する工事工程が終了した場合には、事前に連絡の上、市職員の確認を受けること。

第五 定期報告について（条例第18条及び19条）

特定事業者は特定事業を開始した日（具体的には着手日等）から6月（一時たい積特定事業については3月）毎に、特定事業に使用された土砂等の量及び当該土砂等の地質検査及び当該事業区域以外への排水の水質検査を実施し、報告しなければならない。

また、併せて発生場所ごとの土砂等管理台帳（規則様式第18号・19号）の写しを報告すること。

- 1 特定事業状況報告書（規則様式第20号）（一時たい積特定事業にあっては規則様式第21号）報告に係る期間内に搬入（又は搬出）した土砂等の量を発生場所毎に報告すること。

実施済み面積・量については、当該期間内に実施されたものを記載するとともに累計を記載すること。また、当該期間に埋立て等した区域及び許可から現在までに埋立て等した区域を明示した図面（平面図及び縦横断図、土量計算書）等を添付すること（報告書の提出期限は6月を経過する日より1週間のため、期限に間に合うよう調整すること。）。

- 2 特定事業地質等検査報告書（規則様式第22号）

地質検査については区域の長辺が100mを超えない範囲で等分し、当該区分ごとに土砂等の試料を1検体（採取は5点混合で、深さは可能な限りの深さとする。）採取し、分析を実施すること。水質検査については、許可申請時に定めた排水測定地点より1検体採取すること。

なお、試料のサンプリングについては市職員立会いの上実施することとし、当該定期報告の時期が到来した際には、市へ連絡し、日時等調整を行うこと。

3 土砂等管理台帳（規則様式第18号・19号）

①特定事業場

各項目に記載するとともに当該事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段、搬入土砂等が搬入過程において一時的たい積が行われた場合はその場所名、搬入された土砂等の1日あたりの量を記載すること。

②特定事業（一時たい積特定事業）場

各項目に記載するとともに当該事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段、搬入土砂等が搬入過程において一時的たい積が行われた場合はその場所名、搬入された土砂等の1日の量、当該事業区域から搬出された土砂等の1日あたりの量及び搬出先ごとの内訳を記載すること。

第六 特定事業の軽微な変更について（条例第14条第1項）

特定事業について規則第9条第1項に定める軽微な変更をした場合は、特定事業軽微変更届（規則様式第12号）により関係書類を添付し、遅滞なく届け出ること。また、同意した土地の所有者にその旨を様式第13号により通知し、その写しを添付すること。

（1）事業者に関する変更事項：氏名（名称）・住所・法人代表者の氏名

添付書類：住民票・登記事項証明書・会社の定款など変更内容が明らかな書類等（また、届出等に使用される印鑑が変更となる場合には印鑑登録証明書の添付も必要となる）

（2）現場責任者の氏名及び職名

添付書類：事業者が定めた当該特定事業場における現場責任者であることを証する書面

（3）事業に関する変更事項：特定事業に使用される土砂等の量・発生場所及び期間等の搬入計画・土地所有者等

添付書類：土量変更の理由及び土量計算書・別紙（搬入計画に関する事項）等（採掘場所及び搬入計画の変更の際には変更前・変更後の全搬入計画を記載した「特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項」を添付すること。）また、土地所有者等の変更については、同意書及び印鑑登録証明書、土地の登記事項証明書等

※使用される土砂等の量が許可計画量を超える量については、変更許可申請として取り扱うこととなる。

（4）事務所の位置、排水測定施設の位置、施工計画書の軽微な変更

添付書類：図面及び写真等

第七 特定事業の完了について（条例第23条）

（1）特定事業が完了する2月前の日までに、当該事業が完了するまでの工程表及び平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業完了事前届（様式第27号）を提出すること。

- (2) 特定事業が完了した場合には、遅滞なく完了した形態での平面図、断面図、土量計算書等を添付し、特定事業完了届(様式第28号)及び事業開始から完了までの特定事業状況報告書を提出すること。

特定事業完了届の提出後は、市の職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること(検査報告の方法は原則として定期報告と同様)。

第八 特定事業の廃止、中止について(条例第22条)

- (1) 特定事業を施工の途中で廃止又は中止(2月以上1年未満)しようとする場合には、あらかじめ土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じるとともに工程表及び平面図、縦断面図、横断面図等を添付し、特定事業廃止(中止)事前届(様式第25号)を提出すること。
- (2) 特定事業を施工の途中で廃止する場合には、土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じた上で平面図、縦断面図、横断面図、土量計算書等を添付し、特定事業廃止届(様式第26号)及び事業開始から廃止までの特定事業状況報告書を提出すること。特定事業廃止届の提出後は、市職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析及び水質分析を実施すること(検査報告の方法は原則として定期報告と同様)。

第九 特定事業の終了について(条例第24条)

- (1) 特定事業の期間が満了する日までに完了する見込みがない場合には、同日の2月前の日までに、当該事業が終了するまでの工程表、平面図、縦断面図、横断面図等を添付し、特定事業終了事前届(様式第29号)を提出すること。特定事業が終了した場合には、土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じた上で平面図、縦断面図、横断面図、土量計算書等を添付し、特定事業終了届(様式第30号)及び事業開始から終了までの特定事業状況報告書を提出すること。
- (2) 特定事業終了届の提出後は、市職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること(検査報告の方法は原則として定期報告と同様)。

第十 特定事業の譲受けについて(条例第25条)

特定事業の全部を譲り受けようとする者は、特定事業譲受け許可申請書(様式第31号)を提出すること。

添付書類：①譲受ける者の住民票の写し(法人の場合にあっては、登記事項証明書)、②申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し、③特定事業場の位置図及び付近の見取り図、④特定事業区域内土地使用同意書(一時たい積特定事業の場合にあっては、特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書)、⑤現場責任者であることを証する書面、⑥譲受けを証する書面(譲渡及び譲受に関する契約書(または同意書)の写し)

第十一 特定事業の相続等について(条例第26条)

- (1) 特定事業の全部を譲受ける等特定事業の許可を受けた者の地位を承継する相続、

合併又は分割があった場合には、遅滞なく特定事業相続等届(様式第32号)を、(2)の土地所有者へ通知した写しを添付し、提出すること。

(2) 特定事業の全部を譲り受ける等特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者はその旨を様式第33号により、土地所有者へ通知しなければならない。

添付書類：相続の場合には、承継を証する書面及び承継者の戸籍謄本、住民票、印鑑登録証明書(承継者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し)

合併又は分割の場合には、承継を証する書面及び承継者の登記事項証明書、印鑑登録証明書

更に、土地使用承諾書及び土地使用同意書(印鑑登録証明書を含む)、施工同意書を添付すること。

なお、1筆の土地が特定事業場及び区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

また、事業者が定めた当該特定事業における現場責任者であることを証する書面を添付すること。

IV 条例・規則等

市 川 市 残 土 条 例	市 川 市 残 土 条 例 規 則	備 考
<p>市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第5条）</p> <p>第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（第6条）</p> <p>第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第7条・第8条）</p> <p>第4章 特定事業の規制（第9条－第30条）</p> <p>第5章 特定事業等に係る土地所有者等の義務（第31条－第33条）</p> <p>第6章 雑則（第34条－第37条）</p> <p>第7章 罰則（第38条－第42条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>（定義等）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立</p>	<p>市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成15年条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>・土砂等には、他法令で規定のある「廃棄物」「放射性物質」は対</p>

<p>て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。</p> <p>(2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。</p> <p>2 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル未満であっても、その土砂等の埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地において土砂等の埋立て等が行われている場合に、これらの土砂等の埋立て等について、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等の着手時期その他規則で定める事項を勘案して一体性を有すると認められるときは、これらの土砂等の埋立て等を一の土砂等の埋立て等とみなして、前項第2号の規定を適用する。</p>	<p>(特定事業の一体性)</p> <p>第2条 条例第2条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等に供する区域</p> <p>(2) 土砂等の埋立て等の着手時期</p> <p>(3) 土砂等の埋立て等を行う者</p> <p>(4) 土砂等の埋立て等に供する区域の土地の所有者</p> <p>2 条例第2条第2項の一体性を有すると認められるときは、次の各号に掲げる事項が当該各号に定める要件に該当するときとする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項 隣接していること（2メートルに満たない距離で近接している場合を含む。）。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる事項 後に施工する土砂等の埋立て等の着手の日が、先に施工した土砂等の埋立て等の着手の日から1年を経過する日前であること。</p> <p>(3) 前項第3号又は第4号に掲げる事項 同一であること。</p>	<p>象外</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公有水面の埋立ては対象外・ 原材料のたい積例 「土質改良プラントでの土砂」 「瓦、煉瓦」などの原料となる土・ 宅地造成、ゴルフ場造成などにおいて事業区域内の土砂の切土盛土は対象外
--	--	---

<p>(事業者の責務)</p> <p>第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。</p> <p>2 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。</p> <p>3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等を使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。</p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。</p> <p>2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。</p>		
---	--	--

<p>第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準</p> <p>第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。</p>	<p>（安全基準）</p> <p>第3条 条例第6条の安全基準は、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、同表の中欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、当該物質に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p> <p>（土壌汚染対策法に基づく土地の掘削が行われる場合の安全基準の特例）</p> <p>第3条の2 前条の規定にかかわらず、特定事業区域の全部又は一部について、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この条において「法」という。）第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査（法第14条第3項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下「土壌汚染状況調査」という。）が行われ、かつ、法第6条第4項の除去等の措置、法第7条第7項の実施措置又は法第11条第2項の土壌の特定有害物質による汚染の除去として当該特定事業区域の土地の掘削が行われる場合にあつては、条例第6条の安全基準及びこれに適合しているかどうかの判断（以下この条において「安全基準等」という。）は、次項及び第3項に定めるとおりとすることができる。</p> <p>2 別表第1の左欄に掲げる物質のうち、土壌汚染状況調査が行われた物質についての安全基準等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>・環境基準について「平成3年環告46」及び「平成11年環告68」に準ずる。</p>
--	--	--

<p>第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等 (安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)</p> <p>第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。</p>	<p>(1) 条例第6条の安全基準 法及びこれに基づく命令(告示を含む。)(次号において「法令」という。)で定める基準</p> <p>(2) 条例第6条の安全基準に適合しているかどうかの判断 法令で定める場所において試料を採取し、法令で定める方法により測定した測定値により判断すること。</p> <p>3 別表第1の左欄に掲げる物質のうち、前項に規定する安全基準等の適用を受けない物質についての安全基準等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第6条の安全基準 前条第1項に規定する基準</p> <p>(2) 条例第6条の安全基準に適合しているかどうかの判断 前条第2項に規定する場所において試料を採取し、同項に規定する方法により測定した測定値により判断すること。</p> <p>4 前3項の規定の適用がある場合にあつては、特定事業区域の土地の掘削が行われる前の特定事業区域に係る表土を当該特定事業区域に係る表土とみなすことができる。</p>	
---	--	--

<p>2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、直ちに、当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。</p> <p>3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準（ダイオキシン類対策特別措置法第7条に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて規則で定める安全基準に限る。以下この項において同じ。）に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに、当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われている場所又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行っている者又は行った者に対し、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>（土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等）</p> <p>第8条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行っている者又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none">・命令違反（懲役2年以下、罰金100万円以下）・安全基準違反（取消し） ・命令違反（懲役2年以下、罰金100万円以下）・安全基準違反（取消し）
---	--	--

<p>第4章 特定事業の規制 (特定事業の許可)</p> <p>第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）</p>	<p>(公共的団体の範囲)</p> <p>第4条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>(2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区</p> <p>(6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合</p> <p>(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者</p> <p>2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする</p>	<p>・特定事業の無許可（懲役2年以下、罰金100万円以下）</p> <p>・公共事業で許可が不要となる場合は、事業主である国、地方公共団体、公共的団体が土砂等の処分責任を負う場合に限る。民間の事業者が土砂の管理を請け負った場合は許可を要する。</p>
--	--	--

<p>(2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業。</p> <p>(特定事業に係る土地所有者等の同意)</p> <p>第10条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第10号までに掲げる事項を、当該申請が同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第6号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、当該申請をしようとする者が当該土地の所有者である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(同項に規定する土地の</p>	<p>る者は、公共的団体認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(土地所有者等の同意)</p> <p>第5条 条例第10条第1項(条例第14条第1項及び条例第25条第1項において準用する場合を含む。)の規定による同意は、条例第9条の許可の申請が、条例第11条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書(様式第2号)により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書(様式第3号)によらなければならない。</p> <p>2 条例第10条第2項(条例第14条第1項及び条例第25条第1項において準用する場合を含む。)において同じ。)に規定する特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、</p>	<p>・ 同意の効力が失われたとき (取消し)</p>
--	---	---------------------------------

<p>所有者を除く。)の同意を得なければならない。</p> <p>3 前条、第14条第1項又は第25条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を施工している間に当該許可に係る特定事業区域内の土地の所有者が変更したときは、変更後の当該特定事業区域内の土地の所有者に対し、第18条に規定する土砂等管理台帳、第20条に規定する書類及び図面の写しその他の書類により当該特定事業の施工の状況を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第11条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 特定事業区域の位置及び面積</p> <p>(3) 現場事務所(土砂等の搬入(次項に規定する一時たい積特定事業である場合にあっては、搬入及び搬出)を管理するための事務所を言う。以下同じ。)その他特定</p>	<p>永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。</p> <p>3 条例第10条第2項の規定による同意は、特定事業区域内施工同意書(様式第4号)によらなければならない。</p> <p>4 条例第10条第3項の規定による同意は、条例第9条の許可に係る申請が、条例第11条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内変更後土地所有者使用同意書(様式第5号)により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては、特定事業(一時たい積特定事業)区域内変更後土地所有者使用同意書(様式第6号)によらなければならない。</p> <p>5 条例第10条第3項の規定による同意を得た者は、前項の特定事業区域内変更後土地所有者使用同意書又は特定事業(一時たい積特定事業)区域内変更後土地所有者使用同意書に特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写しを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第6条 条例第11条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書(様式第7号)とする。</p> <p>2 条例第11条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書)</p> <p>(2) 申請者が条例第13条第1項第1号オに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合には、その法定代理人の住民票の写し</p> <p>(3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(4) 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工</p>	<p>・無同意及び同意の効力が失われたとき(取消し)</p> <p>・他の法令の許認可等が必要な土地(地域)の場合は、その許認可の通知書(決定書)若しくは申請書の写し等が必要</p> <p>・土地所有者以外の者が特定事業を行う場合は、土地所有者の承諾書又は契約書が必要</p>
--	---	--

<p>事業に供する施設の設置計画及び位置並びに現場責任者の氏名及び職名</p> <p>(4) 特定事業区域の表土の地質の状況</p> <p>(5) 特定事業に使用される土砂等の量</p> <p>(6) 特定事業を施工する期間</p> <p>(7) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項</p> <p>(9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置</p> <p>(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</p> <p>(11) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>の前後の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(5) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(6) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(様式第8号)及び地質分析(濃度)結果証明書(様式第9号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。)が発行したものに限り。以下同じ。)</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</p> <p>(8) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面</p> <p>(9) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図</p> <p>(10) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(11) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書</p> <p>(12) 特定事業が別表第2に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</p> <p>(13) 現場責任者であることを証する書面</p> <p>(14) 前条第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業区域内施工同意書</p> <p>(15) その他市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>3 条例第11条第1項第11号の規則で定める事項は、</p>	<p>・事業施工中に災害発生を防ぐために、工事方法、工程が判明できる書類を添付すること</p> <p>・別表2に掲げる行為については、埋立て事業以外に、開発許可の許可書の写し若しくは申請書の写しが必要</p>
--	---	--

<p>2 前項の規定にかかわらず、第九条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業(以下「一時たい積特定事業」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項</p> <p>(2) 特定事業区域の表土の地質の状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)</p> <p>(3) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量</p> <p>(4) 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造</p> <p>(5) 特定事業に供する施設及び特定事業区域(以下「特定事業場」という。)の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造</p> <p>(6) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所(以下「発生場所」という。)ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所とする。</p> <p>4 条例第11条第2項に規定する申請書は、特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書(様式第10号)とする。</p> <p>5 条例第11条第2項の規則で定める書類及び図面は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号から第3号まで、第5号、第12号及び第13号に掲げる書類及び図面</p> <p>(2) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図</p> <p>(3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第2項第6号に掲げる書類及び図面</p> <p>(4) 特定事業場の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(5) 前条第1項に規定する特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業区域内施工同意書</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>6 条例第11条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>(2) 特定事業の期間</p> <p>7 第2項第6号及び第5項第3号の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない</p>	<p>・他の法令の許認可等が必要な土地(地域)の場合は、その許認可の通知書(決定書)若しくは申請書の写し等が必要</p> <p>・土地所有者以外の者が特定事業を行う場合は、土地所有者の承諾書又は契約書が必要</p>
--	---	---

<p>(申請の制限) 第12条 第9条の許可を受けようとする者は、特定事業を</p>	<p>い。</p> <p>(1) 地質検査は、2以上の区域に等分して行うこと。 ただし、市長が農業の振興に資すると認める特定事業区域にあっては、当該特定事業区域を一の区域として行うことができる。</p> <p>(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号本文の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。同号ただし書の規定により一の区域としたときも、同様とする。</p> <p>(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに、同表の右欄に定める測定方法により行うこと。ただし、市長が農業の振興に資すると認める特定事業区域であって当該特定事業区域内の過去の土地利用の状況からみて当該土地においてダイオキシン類による土壌の汚染のおそれがないことが明らかであると認められるものから採取された試料にあっては、ダイオキシン類に係る地質検査を省略することができる。</p> <p>8 第2項第6号及び第5項第3号に掲げる書類及び図面は、第3条の2第1項、第2項及び第4項の規定の適用がある場合にあつては、土壌汚染状況調査の結果に関する書類及び図面をもって代えることができる。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>9 第3条の2第1項、第3項及び第4項の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定の適用がある範囲で、第7項の規定を適用する。</p>	
--	---	--

施工する期間について3年を超えて申請することができない。ただし、当該許可の申請が一時たい積特定事業に係るものである場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、第9条の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第27条、第29条又は第33条第1項の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第13条 市長は、第9条の許可の申請が第11条第1項の規定によるものである場合にあつては、当該申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第27条、第29条又は第33条第1項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第28条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る市川市行政手続条例(平成8年条例第6号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であつた者で当該取消の日か

<p>ら3年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が第28条第1項第3号、第4号、第5号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 第28条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者。</p> <p>エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。</p> <p>オ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからエまでのいずれかに該当するもの。</p> <p>(2) 第10条第1項及び第2項に規定する同意を得ていること。</p> <p>(3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。</p> <p>(4) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。</p> <p>(5) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。</p> <p>(6) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(7) 第11条第1項第8号に規定する搬入計画における特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定されていること。</p> <p>(8) 第11条第1項第8号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。</p>	<p>(構造上の基準)</p> <p>第7条 条例第13条第1項第6号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・事務所は仮設物で可能・表土が安全基準に適合しない場合は原則として許可しない
---	---	---

<p>(9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。</p> <p>(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が第9条の許可の申請(第11条第1項の規定によるものに限る。)の内容を勘案して支障がないと認めるときは、前項第4号(現場事務所を設置する要件に限る。)、第5号及び第9号の全部又は一部の規定を適用しないことができる。</p> <p>3 市長は、第9条の許可の申請が第11条第2項の規定によるものである場合は、当該申請が第1項第1号、第2号及び第4号並びに次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(3) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。</p> <p>(4) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、市長が第9条の許可の申請</p>	<p>2 条例第13条第3項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第4に定めるとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 一時たい積特定事業の規定・ 事務所は仮設物で可能・ 表土が安全基準に適合しない場合は許可しない・ 一時たい積特定事業の構造
---	---	--

<p>(第11条第2項の規定によるものに限る。)の内容を勘案して支障がないと認めるときは、第1項第4号(現場事務所を設置する要件に限る。)及び前項第3号の全部又は一部の規定を適用しないことができる。</p> <p>5 第9条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第6号及び第10号並びに第3項第2号の規定は、適用しない。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第14条 第9条の許可を受けた者は、第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>2 第9条の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項、第27条又は第29条の規定による命令に従って、</p>	<p>(構造上の基準に係る適用除外)</p> <p>第8条 条例第13条第5項の規則で定めるものは、別表第2に掲げる行為とする。</p> <p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第9条 条例第14条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 氏名又は住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)の変更(2) 法定代理人の氏名又は住所の変更(3) 現場事務所の位置の変更(4) 現場責任者の氏名又は職名の変更(5) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)(6) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更(7) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更(8) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散、又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けたさくの構造の変更(排水施設又はさくの機能を高めるものに限る。)	<ul style="list-style-type: none">・別表2に掲げる行為については、埋立て事業以外に、開発許認可の許可書の写し若しくは申請書の写しが必要・無許可の変更(懲役2年以下、罰金100万円以下)、(取消し)
---	---	--

<p>当該許可に係る第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>4 第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業を施工する期間を変更する場合にあっては、当該期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。ただし、同項の許可の申請が一時たい積特定事業に係るものである場合は、この限りではない。</p> <p>5 第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。</p> <p>6 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第27条、第29条又は第33条第1項の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。</p> <p>7 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。</p> <p>8 第9条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微</p>	<p>2 条例第14条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書(様式第11号)とする。</p> <p>3 条例第14条第3項の規則で定める書類及び図面は、第6条第2項各号(第14号を除く。)及び第5項各号(第5号を除く。)に掲げる書類及び図面(第6条第8項の規定により同条第2項第6号及び第5項第3号に掲げる書類及び図面に代えて土壤汚染状況調査の結果に関する書類及び図面が提出された場合にあっては、当該書類及び図面を含む。)のうち変更に係る書類及び図面とする。</p> <p>4 条例第14条第8項の規定による市長への届出は特</p>	<p>・無届出及び虚偽の届出(罰金)</p>
--	---	------------------------

<p>な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項（第1項及び第25条第1項において準用する場合を含む。）又は第10条第3項に規定する同意をした土地の所有者に通知しなければならない。</p> <p>（許可の条件）</p> <p>第15条 第9条、前条第1項及び第25条第1項の許可には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、これらの許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。</p> <p>（特定事業の着手の届出）</p> <p>第16条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>（土砂等の搬入の届出）</p> <p>第17条 第9条、第14条第1項又は第25条第1項の許可（以下この章において「第9条等の許可」という。）を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。</p> <p>(1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取さ</p>	<p>定事業軽微変更届（様式第12号）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書（様式第13号）を提出して行わなければならない。</p> <p>（特定事業の着手の届出）</p> <p>第10条 条例第16条の規定による届出は、特定事業着手届（様式第14号）を提出して行わなければならない。</p> <p>（土砂等の搬入の届出）</p> <p>第11条 条例第17条の規定による届出は、土砂等の量が2,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（様式第15号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第17条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第16号）とする。</p> <p>3 条例第17条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書とする。</p> <p>4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質</p>	<p>30万円以下)</p> <ul style="list-style-type: none">・条件違反（取消し）・無届出及び虚偽の届出（罰金30万円以下）・無届出及び虚偽の届出（罰金50万円以下）、（取消し）・搬入届は発生場所ごと、かつ、2,000 m³ごとに提出
---	---	---

<p>れた土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。</p> <p>(2) 当該土砂等が、法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的とした土砂等のたい積（次条において「一時的たい積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めたとき。</p> <p>（土砂等管理台帳の作成等）</p> <p>第18条 第9条等の許可（当該許可が一時たい積特定事業に係るものである場合を除く。）を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。</p> <p>(1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段</p> <p>(2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的たい積が行われたものである</p>	<p>分析は、それぞれ別表第1左欄に掲げる物質ごとに、同表の右欄に定める測定方法により行わなければならない。</p> <p>5 条例第17条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（様式第17号）とする。</p> <p>（土砂等管理台帳）</p> <p>第12条 条例第18条第1項に規定する土砂等管理台帳は、様式第18号のとおりとする。</p>	<p>・無作成及び虚偽の記載（罰金50万円以下）、（取消し）</p>
--	---	------------------------------------

<p>場合は、当該一時的たい積が行われた場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）</p> <p>(3) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 第9条等の許可(当該許可が一時たい積特定事業に係るものである場合に限る。)を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項</p>	<p>2 条例第18条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 特定事業の許可の番号</p> <p>(3) 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積</p> <p>(4) 特定事業の許可の期間</p> <p>(5) 特定事業に使用される土砂等の量</p> <p>(6) 現場責任者の氏名及び職名</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名</p> <p>(9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>3 条例第18条第2項に規定する土砂等管理台帳は、様式第19号のとおりとする。</p>	<p>・無作成及び虚偽の記載（罰金50万円以下）、（取消し）</p>
---	---	------------------------------------

<p>(2) 当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 第9条等の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前2項の規定により作成した土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。</p>	<p>4 条例第18条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第2項各号(第5号を除く。)に掲げる事項</p> <p>(2) 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量</p> <p>(3) 許可土量及び現在たい積量</p> <p>5 条例第18条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号又は同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。</p> <p>6 条例第18条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。</p> <p>(土砂等の量等の報告)</p> <p>第13条 条例第18条第3項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内(特定事業の中止をしようとするとき(当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。次項において同じ。))は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第22条第3項、条例第23条第3項又は条例第24条第3項の規定による届出の時に、特定事業状況報告書(様式第20号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第18条第3項の規定による報告は、前項の規定に係わらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内(特定事業の中止を</p>	<p>・無報告及び虚偽の報告(罰金50万円以下)、(取消し)</p>
---	--	------------------------------------

<p>(地質検査等の報告)</p> <p>第19条 第9条等の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</p>	<p>しようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第22条第3項、条例第23条第3項、又は条例第24条第3項の規定による届出の時に、特定事業(一時たい積特定事業)状況報告書(様式21号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(地質検査)</p> <p>第14条 条例第19条第1項の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から6月ごと(条例第22条第3項の規定による廃止の届出、条例第23条第3項の規定による完了の届出又は条例第24条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会の上、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 地質検査は、特定事業区域を一の区域として行うこと。ただし、市長が必要と認めるときは、特定事業区域を2以上の区域に区分して行うこと。</p> <p>(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、特定事業区域(前号の規定により特定事業区域を区分した場合にあつては、当該区分された区域)の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行うこと。</p> <p>(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、混合すること。ただし、第1号の規定により特定事業区域を区分した</p>	<p>・無報告及び虚偽の報告(罰金50万円以下)、(取消し)</p>
---	---	------------------------------------

<p>2 第9条等の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域（当該許可に係る特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、当該一時たい積特定事業の特定事業場の区域。以下この項において同じ。）以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行う必要がないと市長が認める特定事業について第9条等の許可を受けた者にあつては、この限りでない。</p>	<p>場合にあつては、区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに一試料とすること。</p> <p>(4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに、同表の右欄に定める測定方法により行うこと。</p> <p>2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第19条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごと（条例第22条第3項の規定による廃止の届出、条例第23条第3項の規定による完了の届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第24条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会の上、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあつては、地質検査は省略することができる。</p> <p>（水質検査）</p> <p>第15条 条例第19条第2項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごと（条例第22条第1項の規定による中止の届出、条例第22条第3項の規定による廃止の届出、条例第23条第3項の規定による完了の届出又は条例第24条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会の上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。</p>	<p>・無報告及び虚偽の報告（罰金50万円以下）、（取消し）</p>
--	--	------------------------------------

	<p>2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第19条第2項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごと（条例第22条第3項の規定による廃止の届出、条例第23条第3項の規定による完了の届出又は条例第24条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会の上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。</p> <p>（地質検査等の報告）</p> <p>第16条 条例第19条第1項及び第2項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1月以内（条例第22条第3項の規定による廃止の届出、条例第23条第3項の規定による完了の届出又は条例第24条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する日まで）に、特定事業地質等検査報告書（様式第22号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真(2) 第14条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書(3) 第15条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（様式第23号。環境計量士の発行したものに限る。） <p>2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第19条第1項及び第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日か</p>	
--	--	--

<p>3 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(関係書類等の縦覧)</p> <p>第20条 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る現場事務所(現場事務所を置く必要がないと市長が認める特定事業について第9条等の許可を受けた者にあつては、市長が指定する場所)において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第18条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(標識の掲示等)</p> <p>第21条 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場における公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p>	<p>ら3月ごとに当該3月を経過した日から1月以内(条例第22条第3項の規定による廃止の届出、条例第23条第3項の規定による完了の届出又は条例第24条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。</p> <p>(標識)</p> <p>第17条 条例第21条第1項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識(様式第24号)とする。</p> <p>2 条例第21条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 特定事業の許可の年月日及びその番号</p> <p>(2) 特定事業の目的</p>	<p>・無報告及び虚偽の報告(罰金50万円以下)、(取消し)</p> <p>・規定違反(取消し)</p> <p>・規定違反(取消し)</p>
--	---	--

<p>2 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。</p> <p>(特定事業の廃止等)</p> <p>第22条 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。</p>	<p>(3) 特定事業場の所在地</p> <p>(4) 特定事業を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに連絡先の電話番号</p> <p>(5) 特定事業の許可の期間</p> <p>(6) 特定事業場及び特定事業区域の面積</p> <p>(7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量（一時的に積特定事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）</p> <p>(8) 現場責任者の氏名及び職名</p> <p>(9) 特定事業場及び特定事業区域の見取図</p> <p>(特定事業の廃止等に係る届出)</p> <p>第18条 条例第22条第1項の規定による届出は、特定事業廃止(中止)事前届（様式第25号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第22条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特定事業の許可の年月日及びその番号</p> <p>(2) 特定事業場の位置</p> <p>(3) 特定事業の許可の期間</p> <p>(4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間</p> <p>(5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造</p> <p>(6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂</p>	
--	---	--

<p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。</p> <p>3 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による届出があったときは、第9条等の許可は、その効力を失う。</p> <p>5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>6 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の、崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(特定事業の完了等)</p> <p>第23条 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出</p>	<p>等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</p> <p>(7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時的に積特定事業である場合にあっては、一時的に積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積</p> <p>3 条例第22条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届(様式第26号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(特定事業の完了に係る届出)</p> <p>第19条 条例第23条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届(様式第27号)を提出して行わなければならない。</p>	<p>・無届出及び虚偽の届出(罰金30万円以下)</p>
--	--	------------------------------

<p>なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。</p> <p>3 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第9条等の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(特定事業の終了等)</p> <p>第24条 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特</p>	<p>2 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 特定事業の許可の年月日及びその番号(2) 特定事業場の位置(3) 特定事業の許可の期間(4) 特定事業の完了予定の年月日(5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造 <p>3 条例第23条第3項の規定による届出は、特定事業完了届(様式第28号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(特定事業の終了に係る届出)</p> <p>第20条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届(様式第29号)を提出して行わなければならない。</p>	<p>・無届出及び虚偽の届出(罰金30万円以下)</p> <p>・工事の最終段階で、表面を舗装、元々あった表土で被覆等の措置を講ずる場合は、その前に完了届を出し、確認を受けること</p>
--	---	---

<p>定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。</p> <p>3 第9条等の許可を受けた者は、第1項の規定により当該許可に係る特定事業を終了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(譲受け)</p> <p>第25条 第9条等の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記</p>	<p>2 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特定事業の許可の年月日及びその番号</p> <p>(2) 特定事業場の位置</p> <p>(3) 特定事業の許可の期間</p> <p>(4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造</p> <p>3 条例第24条第3項の規定による届出は、特定事業終了届(様式第30号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(譲受けの許可の申請)</p> <p>第21条 条例第25条第2項に規定する申請書は、特定</p>	<p>・無届出及び虚偽の届出(罰金30万円以下)</p> <p>・無許可(懲役2年以下、罰金100万円以下)</p>
---	---	--

<p>載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>(3) 申請者が第13条第1項第1号オに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第27条、第29条又は第33条第1項の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。</p> <p>4 第1項の許可の基準については、第13条の規定(第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。)を準用する。</p> <p>5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第9条等の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>(相続等)</p>	<p>事業譲受け許可申請書(様式第31号)とする。</p> <p>2 条例第25条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住民票の写し(事業者が法人の場合にあっては、登記事項証明書)</p> <p>(2) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し</p> <p>(3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(4) 現場責任者であることを証する書面</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 条例第25条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 譲り受けようとする特定事業に係る許可の年月日及びその番号</p> <p>(2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間</p> <p>(3) 特定事業場の位置</p> <p>(4) 現場責任者の氏名及び職名</p> <p>(5) 譲受けの理由</p>	<p>・譲受けを証する書面(譲渡及び譲受に関する契約書(または同意書)の写し)</p>
---	--	---

<p>第26条 第9条等の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により第9条等の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項（第14条第1項及び前条第1項において準用する場合を含む。）又は第10条第3項に規定する同意をした土地の所有者に通知しなければならない。</p> <p>（特定事業に対する措置命令）</p> <p>第27条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条等の許可を受けた者（第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、第9条又は第14条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p>	<p>（相続等の届出）</p> <p>第22条 条例第26条第2項の規定による市長への届出は、特定事業相続等届（様式第32号）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書（様式第33号）を提出して行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 無届出及び虚偽の届出（罰金30万円以下）・ 命令違反（懲役2年以下、罰金100万円以下）、（取消し）・ 命令違反（懲役2年以下、罰金100万円以下）、（取消し）
---	--	--

<p>(許可の取消し等)</p> <p>第28条 市長は、第9条等の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 安全基準に適合しない土砂等を使用して、特定事業を行ったとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第9条等の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 第9条等の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。</p> <p>(4) 第10条第1項又は第3項の規定により得た同意の効力が失われたとき。</p> <p>(5) 第10条第3項に規定する同意を得ることができないとき。</p> <p>(6) 第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。</p> <p>(7) 第15条の条件に違反したとき。</p> <p>(8) 第17条から第21条までの規定に違反したとき。</p> <p>(9) 第26条第1項の規定により第9条等の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第1号アからオまでのいずれかに該当するとき。</p> <p>(10) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により第9条等の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>・命令違反(懲役2年以下、罰金100万円以下)</p>
--	--	--------------------------------

<p>(廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)</p> <p>第29条 市長は、第22条第6項、第23条第5項、第24条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(関係書類等の保存)</p> <p>第30条 第9条等の許可を受けた者は、当該特定事業について第22条第3項の規定による廃止の届出、第23条第3項の規定による完了の届出若しくは第24条第3項の規定による終了の届出をした日又は第28条第1項の規定による第9条等の許可の取消しの通知を受けた日から3年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。</p> <p>2 第9条等の許可を受けた者は、第18条に規定する土砂等管理台帳を同条第1項又は第2項の規定による閉鎖後3年間保存しなければならない。</p> <p>第5章 特定事業等に係る土地所有者等の義務 (特定事業に係る土地所有者の義務)</p> <p>第31条 土地の所有者は、第10条第1項(第14条第1項及び第25条第1項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)に規定する同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時たい積特定事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第11条第1項第1号から第10号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては同条第2項</p>		<ul style="list-style-type: none">・命令違反(懲役2年以下、罰金100万円以下) ・無保存(罰金30万円以下) ・無保存(罰金50万円以下)
---	--	---

<p>第1号から第6号までに掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>2 土地の所有者は、第10条第3項に規定する同意をしようとするときは、第18条に規定する土砂等管理台帳、第20条に規定する書類及び図面の写しその他の書類により当該同意に係る特定事業の施工の状況を確認しなければならない。</p> <p>3 第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。</p> <p>4 第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(特定事業に係る土地所有者に対する措置命令)</p> <p>第32条 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、第7条第3項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該</p>	<p>(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)</p> <p>第23条 条例第31条第3項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。</p>	<p>・命令違反（懲役2年以下、罰金100万円以下）</p>
---	---	--------------------------------

<p>特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第27条第1項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(措置命令等を受けた者から土砂等を譲り受けた者に対する命令等)</p> <p>第33条 第7条第2項若しくは第3項、第27条又は第29条の規定による命令を受けた者が当該命令に係る措置を履行しない場合において、当該命令を受けた者が、当該命令に係る土砂等を譲り渡し、使用させ、収益させ、若しくは担保に供し、又は当該土砂等の管理を委託したときは、市長は、これらの譲渡し等を受けた者(以下「土砂等の譲受人等」という。)に対しても、当該命令の範囲内において、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。土砂等の譲受人等が当該命令に係る土砂等を譲り渡し、使用させ、収益させ、若しくは担保に供し、又は当該土砂等の管理を委託した場合においても、同様とする。</p> <p>2 市長は、第7条第2項若しくは第3項、第27条、第29条又は前項の規定による命令をしたときは、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示するものと</p>	<p>(公示の方法等)</p> <p>第24条 条例第33条第2項に規定する標識の様式は、様式第34号のとおりとする。</p> <p>2 条例第33条第2項の規則で定める方法は、告示及び</p>	<p>・命令違反(懲役2年以下、罰金100万円以下)</p> <p>・命令違反(懲役2年以下、罰金100万円以下)</p>
--	---	---

<p>する。</p> <p>3 前項の標識は、第7条第2項若しくは第3項、第27条、第29条又は第1項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供する区域内に設置することができる。この場合において、当該区域において土砂等の埋立て等を行う者、当該区域に係る土地の所有者、土砂等の譲受人等及び第1項後段に規定する譲渡し等を受けた者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>第6章 雑則 (報告の徴収)</p> <p>第34条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第36条 第9条の許可を受けようとする者は、許可1件につき5万円の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>広報への掲載とする。</p> <p>(身分を示す証明書)</p> <p>第25条 条例第35条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第35号)とする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 標識の設置拒否(罰金30万円以下)・ 無報告及び虚偽の報告(罰金50万円以下)・ 立入検査の拒否(罰金50万円以下)
---	--	--

<p>2 第14条第1項又は第25条第1項の許可を受けようとする者は、許可1件につき3万円の手料を納付しなければならない。</p> <p>3 市長は、特定事業を施工することにより農業の振興に資すると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前2項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第37条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第2項若しくは第3項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項、第29条、第32条第1項若しくは第2項又は第33条第1項の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第9条、第14条第1項又は第25条第1項の規定に違反して特定事業を行った者</p> <p>第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>(書類等の提出)</p> <p>第26条 条例第11条第1項及び第2項の規定による申請、条例第14条第3項の規定による変更許可申請、条例第25条第2項の規定による譲受け許可申請、条例第14条第8項、条例第16条、条例第17条、条例第22条第1項及び第3項、条例第23条第1項及び第3項、条例第24条第1項及び第3項並びに条例第26条第2項の規定による届出並びに条例第18条第3項及び条例第19条の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、2部とする。</p>	
---	---	--

<p>(2) 第18条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者</p> <p>(3) 第18条第3項、第19条第1項、第2項本文若しくは第3項又は第34条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(4) 第30条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者</p> <p>(5) 第35条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第14条第8項、第16条、第22条第3項、第23条第3項、第24条第3項又は第26条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第30条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者</p> <p>(3) 第33条第3項後段の規定に違反して、標識の設置を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第42条 市長は、詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>		
---	--	--

<p>1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。 (旧条例の規定による許可に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定による許可を受けて事業(改正後の市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第1項第2号に規定する特定事業で新条例第9条各号のいずれにも該当しないものに限る。)を行っている者は、この条例の施行の日から起算して6月間は、なお従前の例により当該事業を行うことができる。その者がその期間内に当該事業の区域について新条例第9条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。 (旧条例の規定による命令に関する経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際現になされている旧条例第8条及び第11条の規定による命令については、旧条例の規定は、新条例の施行後も、なおその効力を有する。前項に規定する期間の経過の際現に同項の規定に基づきなお従前の例により行われている事業について当該期間内に旧条例第8条又は第11条の規定によりなされた命令についても、同様とする。 (罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>4 この条例の施行前にした行為並びに附則第2項の規定に基づきなお従前の例により行われている事業に係るこの条例の施行後にした行為及び前項後段の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>		
---	--	--

別表第1（第3条、第3条の2関係）

カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	<p>土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「環境基準」という。）別表に定める方法</p>
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	

テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「環境基準」という。）別表に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）別表土壌の項に定める方法
ダイオキシン類	試料1グラムにつき1,000ピコグラム-TEQ以下	

備考

- 1 中欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 公共事業（条例第9条第1号に規定する公共事業をいう。）のうち市長が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に市長の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る中欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。
- 3 中欄中「検出されないこと。」とは、右欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第6条関係）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法に基づく土地改良事業
- 4 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条の規定による許可を要する宅地造成
- 14 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 15 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 16 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 18 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為

- 19 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 20 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 22 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 23 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 24 市川市風致地区条例（平成16年条例第13号）第2条第1項の規定による風致地区内における許可を要する行為
- 25 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 26 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別表第3（第7条関係）

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）は、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては安全が確保される高さであること、それ以外の場合にあっては2.5メートル以下であること。
- 4 のり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、安定計算を行った場合にあっては安全が確保されるこう配であること、それ以外の場合にあっては垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上のこう配であること。
- 5 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 6 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 7 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 8 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 9 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第4（第7条関係）

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、2メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が2.5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生 の防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者 に対する指導に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例（平成15年条例38号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する特定
事業を施工しようとする事業者に対し、必要な指導を行うことにより、条例と相まって、市
民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前計画書等の提出)

第3条 条例第9条に規定する許可（一時たい積特定事業に係る許可を除く。）を受けようとする
者は、条例第11条第1項に規定する申請書を提出する前に、市川市土砂等の埋立て等
に係る特定事業事前計画書（様式第1号）に市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災
害の発生防止に関する条例施行規則（平成15年規則第74号。以下「規則」という。）第
6条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 条例第9条に規定する許可（一時たい積特定事業に係る許可に限る。）を受けようとする者
は、条例第11条第2項に規定する申請書を提出する前に、市川市土砂等の埋立て等に係る
特定事業事前計画書（一時たい積特定事業用）（様式第2号）に規則第6条第5項各号に掲げ
る書類を添えて市長に提出するものとする。

3 条例第14条第1項に規定する許可を受けようとする者は、同条第3項に規定する申請書
を提出する前に、市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業変更事前計画書（様式第3号）に
規則第9条第3項に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

4 前3項の規定により事前計画書を提出した者（以下「事前協議者」という。）は、当該事前
計画書又はその添付書類の内容に変更が生じたときは、市川市土砂等の埋立て等に係る特定
事業事前計画変更届（様式第4号）に当該変更に係る添付書類を添えて市長に提出するもの
とする。

(説明会等の実施)

第4条 事前協議者は、条例第11条第1項若しくは第2項又は第14条第3項に規定する申
請書を提出する前に、特定事業区域の境界線から30メートル以内の区域に存する建築物に
居住し、又は勤務する者（以下「近隣住民等」という。）を集め、次に掲げる事項について説
明会を実施するものとする。

- (1) 施工しようとする特定事業の概要
- (2) 特定事業区域の周辺の生活環境を保全するために講ずる措置の内容
- (3) 特定事業の施工によって被害、損害等が発生したときの対応

2 事前協議者は、前項の説明会を実施しようとするときは、あらかじめ、当該説明会を実施
する場所及び日時を近隣住民等に周知させるとともに、施工しようとする特定事業の概要に
ついて記載した書面を近隣住民等に配布するものとする。

3 事前協議者は、第1項に規定する説明会の実施に代えて、近隣住民等を個別に訪問し、施
工しようとする特定事業の概要について記載した書面等により、当該特定事業の内容につい
て説明することができる。

4 事前協議者は、第1項に規定する説明会又は前項の規定による説明を実施しようとするときは、その日程等を記載した市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業説明会等実施計画書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 近隣住民等の範囲を示す図面

(2) 施工しようとする特定事業の概要について記載した書面

5 事前協議者は、第1項に規定する説明会又は第3項の規定による説明を実施したときは、その説明会又は説明の内容、近隣住民等からの要望等について、市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業説明状況報告書(様式第6号)により、市長に報告するものとする。

6 事前協議者は、第1項の規定により条例第14条第3項に規定する申請書を提出する前に実施する説明会又は第3項の規定により当該説明会の実施に代えて行う説明(次項において「変更許可申請前の説明会等」という。)を実施する前に、当該変更許可申請前の説明会等を実施する必要があるかどうかについて市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業変更許可申請前の説明会等に関する事前相談書(様式第3号の2)により市長に相談することができる。

7 市長は、前項の相談を受けた場合において、当該相談の内容から近隣住民等の生活の安全の確保を図ることができるものとして変更許可申請前の説明会等を実施する必要がないと認めるときは、当該変更許可申請前の説明会等の実施を求めないことができる。この場合において、第1項から第5項までの規定は、適用しない。

8 市長は、前項の規定により変更許可申請前の説明会等の実施を求めないことの決定をしたときは、市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業変更許可申請前の説明会等の不実施決定通知書(様式第3号の3)により第6項の相談をした者に通知するものとする。

9 市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例(平成13年条例第35号。以下「宅地開発条例」という。)第10条第1項若しくは第3項又は第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による説明及び同条第4項の規定による報告(以下「宅地開発条例に基づく説明等」という。)をしなければならない事前協議者が第1項に規定する申請書を提出する前に宅地開発条例に基づく説明等をしたとき(同条第7項の規定により同条第1項又は第3項の規定による説明及び同条第4項の規定による報告がされたものとみなされる場合(以下「紛争予防条例による説明及び報告をもってみなされる場合」という。)を含む。)は、第1項の近隣住民等(宅地開発条例第2条第1項第12号の近隣住民等(紛争予防条例による説明及び報告をもってみなされる場合にあつては、市川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和62年条例第35号)第2条第4号の近隣住民)に該当する者に限る。)に対する第1項から第5項までの規定による説明会又は説明の実施及び報告がされたものとみなす。この場合において、当該事前協議者は、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例施行規則(平成14年規則第6号)第9条第3項の近隣住民等説明報告書又は近隣住民等説明会開催報告書の写し(紛争予防条例による説明及び報告をもってみなされる場合にあつては、市川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和63年規則第24号)第8条の説明結果報告書又は説明会報告書の写し)を市長に提出するものとする。

(関係機関との協議)

第5条 事前協議者は、条例第11条第1項若しくは第2項又は第14条第3項に規定する申請書を提出する前に、市長が指定する関係機関との間で、施工しようとする特定事業について協議を行い、その結果を市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業協議結果報告書(様式第7号)により報告するものとする。

(その他の指導等)

第6条 前各条に定めるもののほか、市長は、事前協議者が施工しようとする特定事業について、当該事前協議者に対し、報告を求め、又は必要な指導をすることができる。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第6項の規定は、平成28年1月1日以後に同項の規定による相談を行う事前協議者について準用する。

3 改正後の第4条第7項の規定は、平成28年1月1日以後に同項に規定する宅地開発条例に基づく説明等を行う事前協議者について適用する。

4 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

V 参考

土砂等の区分について

土砂等の区分については、以下を参考に区分すること。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 抜粋 (平成3年建設省令第19号)

(この省令の趣旨)

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者(以下「建設工事事業者」という。)の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第15条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)別表第2の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの(以下それぞれ「建設発生土」「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。)について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場(以下「工事現場」という。)での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中略

(再生資源の利用の原則)

第3条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再生資源化施設(建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。)の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第4条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物(建築物を含む。以下同じ。)の機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。

3 建設工事事業者は、建設発生土の利用にあたって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

中略

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第7条 建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械(再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む)の選択に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略

別表第1（第4条関係）

<p>第1種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）</p>	<p>工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料</p>
<p>第2種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）</p>	<p>土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料</p>
<p>第3種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）</p>	<p>土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料</p>
<p>第4種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。）</p>	<p>水面埋立て用材料</p>

発生土利用基準(平成6年7月20日、建設省技調発第173号)

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥(以下「発生土」という。)の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が制限されており各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するに当たっては、関係法規を遵守し、特に生活環境の保全に留意しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と日本統一土質分類を指標とし、表-1に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際は、表-2に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

以下表まで略

表－1 土質区分基準

区分 (国土交通省令 *1)	*2), *3), *4) 細区分	コーン指数 q _c *5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 *6), *7)		備考 *6)	
			大分類	中分類 土質(記号)	含水比(地山) ω _n (%)	掘削方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれら に準ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫(G)、砂礫(GS)	—	・排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等 により含 水比が増 加すると 予想され る場合は、 1ランク下 の区分と する。 ・水中掘削 等による 場合は、2 ランク下 の区分と する。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂(S)、礫質砂(SG)		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及 びこれらに準ずる もの)	第2a種	800以上	人工材料	改良土(I)	—	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫(GF)	—	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂(SF)	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が 確保できる粘性土 及びこれに準ずる もの)	第3a種	400以上	人工材料	改良土(I)	—	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂(SF)	—	
	第3種改良土		粘性土	シルト(M)、粘土(C)	40%程度以下	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれ に準ずるもの(第3 種発生土を除く))	第4a種	200以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土(V)	—	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂(SF)	—	
	第4種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土(V)	—	
			有機質土	有機質土(O)	40~80%程度	
粘土 *1), *9)	粘土a	200未満	人工材料	改良土(I)	—	
	粘土b		砂質土	細粒分まじり砂(SF)	—	
	粘土c		粘性土	シルト(M)、粘土(C)	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土(V)	—	
			有機質土	有機質土(O)	80%程度以上	
			高有機質土	高有機質土(Pt)	—	

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(粘土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または粘土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメータで測定したコーン指数。(表-2参照)。

*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続により利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国官計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表－2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標	試験項目	試験方法
コーン指数 *1)	締め固めた土のコーン指数	J S F T 7 1 6
日本統一土質分類	土の工学的分類方法	J S F M 1 1 1
土の粒度	土の粒度試験	J I S A' 1 2 0 4
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限試験	J I S A 1 2 0 5
自然含水比	土の含水比試験	J I S A 1 2 0 3

*1) 上記試験方法に準拠する。ただし、1層ごとの突固め回数は25回とする(表-1参照)。

*2) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

別表第3の5号の擁壁の基準について

宅地造成等規制法施行令 関連条文抜粋

(昭和37年政令第16号)

(定義等)

第1条 この政令(第3条を除く。)において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土を言う。

中 略

5 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分を言う。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(擁壁)

第5条 切土又は盛土(第3条第4号の切土又は盛土を除く。)をした土地の部分に生ずるがけ面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、……以下略

(擁壁の構造)

第6条 前条の規定により設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第7条 第5条の規定により設置する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号に該当することを確認したものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。
- 二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- 三 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと。
- 四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安全モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
- 三 土圧等による擁壁の基礎のすべり出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
- 四 土圧等による擁壁の地盤に対する応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎杭に生ずる応力が基礎杭の許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎杭の許容支持力については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第90条(表一を除く)、第91条、第93条及び第94条中長期応力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値。

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

第8条 第5条の規定により設置する間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さを言う。以下別表第四において同じ。)が、がけの土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上覧の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利まじり砂で有効に裏込めすること。

三 前2号に定めるところによっても、がけの状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の全面の根入れ深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15(その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル)以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20(その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(建築基準法施行令の準用)

第9条 第5条の規定により設置する擁壁については、建築基準法施行令第36条から第39条まで、第52条(第3項を除く)、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第10条 第5条の規定により設置する擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3平方メートルごとに少なくとも1個の内径7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設けなければならない。

別表第二(第7条関係)

土 質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第三(第7条関係)

土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土(擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

別表第四(第8条関係)

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下端部の厚さ
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利まじり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上			
4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上			
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上			
3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上			
4メートルを超え5メートル以下	80センチメートル以上			
第3種	その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	105センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	80センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	95センチメートル以上
4メートルを超え5メートル以下	120センチメートル以上			

条例様式

公共的団体認定申請書

年 月 日

市川市長

申請者

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施工規則第4条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資の総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 円(年 月 日現在)

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出 資 金 額
	円
	円
	円
合 計	円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款又は寄附行為
- 2 登記事項証明書
- 3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

特定事業区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在及び地番	地目	地積(登記簿)	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、
年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 2 特定事業区域の位置及び面積
- 3 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
- 4 特定事業区域の表土の地質の状況
- 5 特定事業に使用する土砂等の量
- 6 特定事業の期間
- 7 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- 8 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- 9 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- 10 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- 11 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

様式第3号（第5条関係）

特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者()の施工に係る土砂等の一時たい積事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在及び地番	地目	地積(登記簿)	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業(一時たい積特定事業)許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 2 特定事業区域の位置及び面積
- 3 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
- 4 特定事業区域の表土の地質の状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造)
- 5 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び排出の予定量並びにその予定搬出先
- 6 特定事業の期間
- 7 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- 8 特定事業に供する施設及び特定事業区域の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- 9 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- 10 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

様式第4号（第5条関係）

特定事業区域内施工同意書

次の土地における特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の（埋立て等、一時たい積）事業については、異議がないので、その施工に同意します。

また、同意の前提として、 年 月 日に、特定事業許可申請者から事業の説明を受け、その内容を確認しました。

年 月 日

権利者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の所在地)

印

所在及び地番	地目	地積 (登記簿)	権利の種類	摘要

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

特定事業区域内変更後土地所有者使用同意書

新たに所有することとなった次の土地において特定事業許可申請者（ ）が施工する土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、当該土地の使用について同意します。

所在及び地番	地目	地積(登記簿)	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第18条に規定する土砂等管理台帳、同条例第20条に規定する書類及び図面の写しその他の書類により 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)
- 2 特定事業区域の位置及び面積
- 3 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
- 4 特定事業区域の表土の地質の状況
- 5 特定事業に使用する土砂等の量
- 6 特定事業の期間
- 7 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- 8 特定事業が施工された間において、これまで特定事業区域に搬入された土砂等の量
- 9 今後の特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- 10 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- 11 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- 12 特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- 13 特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的たい積が行われたものである場合は、当該一時的たい積が行われた場所(当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。)
- 14 これまで特定事業に使用された土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名及び住所
- 15 これまで特定事業に使用された土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
- 16 これまで特定事業に使用された土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名
- 17 特定事業区域に搬入された土砂等の検査の結果
- 18 特定事業区域の土壌についての地質検査及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査の結果
- 19 特定事業の許可について変更された事項
- 20 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

様式第6号（第5条関係）

特定事業（一時たい積特定事業）区域内変更後土地所有者使用同意書

新たに所有することとなった次の土地において特定事業許可申請者（ ）が施工する土砂等の一時的たい積の事業については、異議がないので、当該土地の使用について同意します。

所在及び地番	地目	地積(登記簿)	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請者から、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第18条に規定する土砂等管理台帳、同条例第20条に規定する書類及び図面の写しその他の書類により 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 2 特定事業区域の位置及び面積
- 3 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
- 4 特定事業区域の表土の地質の状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)
- 5 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその予定搬出先
- 6 特定事業の期間
- 7 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- 8 特定事業に供する施設及び特定事業区域の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- 9 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- 10 特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- 11 特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的たい積が行われたものである場合は、当該一時的たい積が行われた場所(当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。)
- 12 これまで特定事業に使用された土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名及び住所
- 13 これまで特定事業に使用された土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
- 14 これまで特定事業に使用された土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名
- 15 これまで特定事業区域から搬出された土砂等の搬出先
- 16 特定事業区域に搬入された土砂等の検査の結果
- 17 特定事業区域の土壌についての地質検査及び特定事業場区域以外の地域への排水の水質検査の結果
- 18 特定事業の許可について変更された事項
- 19 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し(法人の場合にあつては、登記事項証明書) 2 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し 3 特定事業場の位置図及び付近の見取図 4 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。) 5 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 6 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書 7 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 8 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面 9 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図 10 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 11 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書 12 特定事業が別表第2に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面 13 現場責任者であることを証する書面 14 特定事業区域内土地使用同意書及び特定事業区域内施工同意書 15 その他()

検査試料採取調書

年 月 日

採取者
住 所
所 属
職氏名
連絡先電話番号

別添の地質分析(濃度)結果証明書(排水汚染状況測定(濃度)結果証明書)の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分及び番号	
報 告 区 分	地質(表土・搬入・定期・廃止・完了・終了) 水質(定期・廃止・中止・完了・終了)
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の 採取深度	

注 検体区分及び番号の欄には、この調書に係る地質分析(濃度)結果証明書又は排水汚染状況測定(濃度)結果証明書に記載された番号等を記載すること。

地質分析(濃度)結果証明書

年 月 日

様

発行番号
 分析機関名
 代表者
 所在地
 電話番号
 計量証明事業者の登録番号
 環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により
 検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。（検体区分・番号）

項 目	単 位	測 定 値	定 量 下 限 値	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	mg/L			0.003	
全シアン	mg/L			不検出	
有機磷	mg/L			不検出	
鉛	mg/L			0.01	
六価クロム	mg/L			0.05	
砒素	mg/L			0.01	
総水銀	mg/L			0.0005	
アルキル水銀	mg/L			不検出	
PCB	mg/L			不検出	
ジクロロメタン	mg/L			0.02	
四塩化炭素	mg/L			0.002	
クロロエチレン	mg/L			0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/L			0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			0.1	
1,2-ジクロロエチレン	mg/L			0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			0.006	
トリクロロエチレン	mg/L			0.01	
テトラクロロエチレン	mg/L			0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L			0.002	
チウラム	mg/L			0.006	
シマジン	mg/L			0.003	
チオベンカルブ	mg/L			0.02	
ベンゼン	mg/L			0.01	
セレン	mg/L			0.01	
ふっ素	mg/L			0.8	
ほう素	mg/L			1	
1,4-ジオキサン	mg/L			0.05	
ダイオキシン類	pg-TEQ/g			1000	含有 試験
農用地（田に限 る。）	砒素	mg/kg		15	
	銅	mg/kg		125	
検体の性状	形状		色		におい
備考	発生場所： 発生事業者名： 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：				

特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書

年 月 日

市川市長

申請者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条第2項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の 位置及び面積	地番	特定事業場の面積 (実測) m ²	
	ほか 筆	うち特定事業区域の面積 (実測) m ²	
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置		別添図面	のとおり
現場責任者の氏名及び職名			
特定事業区域の表土の地質の状況		別添のとおり	
(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合		別添図面	のとおり)
特定事業に使用される土砂等の 搬入、搬出予定量	年間の搬入予定量	m ³	1日平均 m ³
	年間の搬出予定量	m ³	1日平均 m ³
特定事業の期間	年 月 日 ~		年 月 日
特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造		別添図面	のとおり
法定代理人の氏名及び住所			
特定事業に供する施設及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造		別添図面	のとおり
特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置 別添施工図面 のとおり			

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し(法人の場合にあつては、登記事項証明書) 2 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し 3 特定事業場の位置図及び付近の見取図 4 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5 表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図 6 特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合は、特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書 7 特定事業場の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。) 8 特定事業が別表第2に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面 9 現場責任者であることを証する書面 10 特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書及び特定事業区域内施工同意書 11 その他()

様式第11号（第9条関係）

特定事業変更許可申請書

年 月 日

市川市長

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

年 月 日付け 第 号で許可を受けた事項について変更
したいので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例第14条第3項の規定により、関係書類及び
図面を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更した事項の内容		
変更の理由		

特定事業軽微変更届

年 月 日

市川市長

届出者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

年 月 日付け 第 号で許可を受けた事項について軽微な変更をしたので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第14条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 特定事業場の位置：
- 2 特定事業の許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 軽微な変更の内容

	変 更 後	変 更 前
住 所 (所 在 地)		
氏 名 (名 称)		
法 人 の 代 表 者		
法定代理人の氏名及び住所		
現 場 事 務 所 の 位 置		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業に使用される土砂等の量(一時たい積特定事業の場合は搬入、搬出の予定量)		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画		
排水測定施設の位置		
特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設の構造		
変 更 の 理 由		

- 注 1 住所又は氏名の変更の場合にあつては住民票又は戸籍抄本を、法人の所在地、名称又は代表者の変更の場合にあつては登記事項証明書を添付すること。
- 2 土地所有者への通知書及び許可書の写し並びに位置図及び付近の見取図を添付すること。
 - 3 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写しを添付すること。
 - 4 その他の市長が必要とする書類又は図面を添付すること。

様式第13号（第9条関係）

特定事業軽微変更通知書

年 月 日

土地所有者

様

事業者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

年 月 日付け 第

号で許可を受けた事項について軽微な

変更をしたので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例第14条第8項の規定により、次のとおり通知します。

	変 更 後	変 更 前
住 所 (所 在 地)		
氏 名 (名 称)		
法 人 の 代 表 者		
法定代理人の氏名及び住所		
現 場 事 務 所 の 位 置		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業に使用される土砂等の量(一時たい積特定事業の場合は搬入、搬出の予定量)		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画		
排 水 測 定 施 設 の 位 置		
特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設の構造		
変 更 の 理 由		

様式第14号（第10条関係）

特 定 事 業 着 手 届

年 月 日

市川市長

届出者

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

土砂等の埋立て等に着手したので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 第 号
	許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
	位 置：
着 手 年 月 日	年 月 日
土砂等搬入届の提出 年月日	年 月 日

土砂等搬入届

年 月 日

市川市長

届出者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

年 月 日付け 第 号で許可を受けた特定事業について土砂等を搬入したいので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第17条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 土砂等の発生場所並びに発生元事業者名及び連絡先

発生場所：

発生元事業者名：

電話番号：

2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図及び土砂等の発生場所の現場写真 別添のとおり

3 土砂等の発生場所の工事名等：

4 土砂等の搬入予定量 m^3 うち今回の搬入量 m^3

5 土砂等の搬入期間 年 月 日 ～ 年 月 日

6 土砂等の運搬事業者名(すべて記載のこと。)

7 特定事業に係る区分及び場所

区分： 埋立て等 ・ 一時たい積

場所：

8 特定事業の許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

土砂等発生元証明書

年 月 日

特定事業者

様

発生元事業者
住 所
事業者名
代表者又は
現場責任者
電話番号

搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを次のとおり証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 施 工 期 間	
当該工事に係る土砂等発生総量	m ³ (うち搬出契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ (2,000 m ³ 以内)
発生土砂等の地質分析(濃度)結果証明書の有無	有 ・ 無 別紙のとおり
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等運搬契約者名	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名
発生土砂等埋立事業者名	(一時たい積特定事業場)住所 氏名 (埋立て等の事業場)住所 氏名

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

様式第17号（第11条関係）

土砂等売渡・譲渡証明書

年 月 日

特定事業者

様

売渡・譲渡元事業者

住 所

事業者名

代表者

電話番号

（特定事業者名）

が市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき特定事業の許可を受けた区域に搬入する土砂等については、現在、岩石、砂利又は土の採取計画の認可等を受けている下記の採取場から、採取された土砂等であることに相違ありません。

記

認可採取場所在地	
採取計画認可番号	
認可期間	
認可採取量	m ³
特定事業区域所在地	
売渡し又は譲渡しの土量	m ³
売渡し又は譲渡しの期間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第18号 (第12条関係)

土砂等管理台帳

(年 月分)

特定事業許可事業者名		特定事業許可番号	第 号
特定事業場の位置	ほか 筆	許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
特定事業区域の面積	m ²	使用される土砂等の量	m ³
現場責任者の氏名及び職		連絡先電話番号	

発生元事業者名及び住所		工事施工場所		工事現場責任者氏名	
土砂等の発生場所の工事名		搬入土砂等の区分		工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等搬入契約量	m ³	土砂等搬入期間	年 月 日～ 年 月 日	土砂等運搬契約者名	

日付	搬入量 (m ³)	発生場所から特定事業場への運搬手段(該当項目全てに○印を記入)				摘 要
		陸 上 輸 送		海 上 輸 送		
		発生場所からの直送	一時的たい積場を経由		積込地 () ↓ 積卸地 () 海上輸送前後は陸上輸送となる	
県外たい積場 ()	県内たい積場 ()					
前月までの累計						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計 (残)						
累計						

- 注 1 この土砂等管理台帳は、発生場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
 2 年度ごとに閉鎖すること。
 3 摘要の欄には、船名、土砂等搬入届年月日等を記入すること。
 4 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

様式第19号 (第12条関係)

土砂等管理台帳 (一時たい積特定事業用)

(年 月 日)

特定事業許可事業者名		特定事業許可番号	第 号
特定事業場の位置	ほか 筆	許可の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特定事業区域の面積	m ²	使用される土砂等の 搬入量・搬出量	年間の搬入量 m ³ 1日平均 m ³
許可土量 (最大たい積量)	m ³		年間の搬出量 m ³ 1日平均 m ³
現場責任者の氏名及び職名		連絡先電話番号	

発生元事業者名 及び住所		工事施工場所		工事現場責任 者氏名	
土砂等の発生場 所の工事名		搬入土砂等の区 分		工事施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂等搬入契約 量	m ³	土砂等搬入期間	年 月 日 ~ 年 月 日	土砂等運搬契 約者名	

日付	搬入量 (m ³)	搬入に係る運搬手段 (該当項目すべてに○印を記入)			特定事業場への搬出				許可土量 最大たい 積量 m ³	摘要
		陸上輸送		海上輸送	搬出先	搬出先	搬出先	合計		
		発生場 所から の直送	一時的たい 積場 () を經由	積込地 () ↓ 積卸地 () 海上輸送前後は 陸上輸送となる。	()	()	()	()		
				搬出量(m ³)	搬出量(m ³)	搬出量(m ³)	搬出量(m ³)	残 ()	現在たい 積量 (m ³)	
前月 までの 累計								残 ()		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
計 (残)								残 ()		
累計										

- 注 1 この土砂等管理台帳は、発生場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
 2 年度ごとに閉鎖すること。
 3 摘要の欄には、船名、土砂等搬入届年月日等を記入すること。
 4 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

特定事業状況報告書

年 月 日

市川市長

報告者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第18条第3項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 第 号 許可の期間： 年 月 日 ~ 年 月 日 位置：				
特定事業区域の面積	m ² (うち今回実施済面積				m ²)
	(実施済面積				m ²)
特定事業に使用される土砂等の量	m ³ (うち今回実施済量				m ³)
	(実施済量				m ³)
発生場所・工事名等	搬入予定量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備 考
合 計					

様式第 2 1 号 (第 1 3 条関係)

特定事業(一時たい積特定事業)状況報告書

年 月 日

市川市長

報告者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 1 8 条第 3 項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特定事業の許可 及び特定事業の 位置	年 月 日 第 号		許可の期間： 位置：		たい積場所 区分の有無	備 考
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
発生場所、工事名等	前回までの処 分残量 m ³	月 日 ~ 月 日	搬入量m ³	搬出量m ³		
合 計						

様式第22号（第16条関係）

特定事業地質等検査報告書

年 月 日

市川市長

報告者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第19条第1項の規定により、地質等の検査結果を下記のとおり報告します。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 第 号
	許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 位置：
土砂等及び排水の採取場所	別添図面及び現場写真のとおり
地質分析(濃度)結果証明書	別添 のとおり
排水汚染状況測定(濃度)結果証明書	別添 のとおり

様式第23号（第16条関係）

排水汚染状況測定(濃度)結果証明書

年 月 日

様

発行番号
 分析機関名
 代表者
 所在地
 電話番号
 計量証明事業者の登録番
 環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

(検体区分)

項目	単位	測定値	定量下限値	測定方法
カドミウム	mg/L			
全シアン	mg/L			
有機燐	mg/L			
鉛	mg/L			
六価クロム	mg/L			
砒素	mg/L			
総水銀	mg/L			
アルキル水銀	mg/L			
PCB	mg/L			
ジクロロメタン	mg/L			
四塩化炭素	mg/L			
1,2-ジクロロエタン	mg/L			
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			
トリクロロエチレン	mg/L			
テトラクロロエチレン	mg/L			
1,3-ジクロロプロペン	mg/L			
チウラム	mg/L			
シマジン	mg/L			
チオベンカルブ	mg/L			
ベンゼン	mg/L			
セレン	mg/L			
ふっ素	mg/L			
ほう素	mg/L			
1,4-ジオキサン	mg/L			
銅	mg/L			
ダイオキシン類	pg-TEQ/g			
浮遊物質	mg/L			
水素イオン濃度指数	—		—	

備考

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:

様式第24号（第17条関係）

← 120センチメートル以上 →			
↑ 90 センチ メートル 以上 ↓	土砂等の埋立て等に関する標識		
	事業の許可	年 月 日 第 号	
	事業の目的		
	事業場の所在地		
	事業者の住所、氏名及び連絡先	住所（所在地）	
		氏名（名称）	
		連絡先	
	事業の許可期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	事業場及び事業区域の面積	事業場面積：	事業場及び事業区域の見取図
		事業区域面積：	
土砂等の発生場所及び搬入予定量（一時たい積特定事業の場合は、土砂等の年間の搬入及び搬出予定量）			
現場責任者の氏名及び職名			
↑ 50センチメートル以上 ↓			
	↑		

様式第25号（第18条関係）

特定事業廃止（中止）事前届

年 月 日

市川市長

届出者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

特定事業を廃止(中止)したいので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 第 号 位置：
特定事業の許可の期 間及び廃止の期日 (中止期間)	許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日 (中止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
特定事業を廃止(中止)した場合の特定事業区域の構造	別添図面のとおり
特定事業を廃止(中止)しようとする場合の工程	別紙のとおり
特定事業を廃止(中止)した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等 の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	別添施工図面のとおり
一時たい積特定事業の特定事業区域の面積のうち土砂等がたい積されている面積	m ²

注 特定事業区域の現状における現場写真を添付すること。

特定事業廃止届

年 月 日

市川市長

届出者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

特定事業を廃止したので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日 第 号 位置：
特定事業の許可の期間及び廃止の期日	許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日
土砂等の搬入計画量及び搬入実績	搬入計画量： m ³ 搬入実績： m ³
特定事業区域の構造	別添図面のとおりに

特定事業完了事前届

年 月 日

市川市長

届出者

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

特定事業が完了するので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び特 定事業場の位置	年 月 日 第 号 位置：
特定事業の許可の期間 及び完了予定期日	許可の期間 年 月 日～ 年 月 日 完了予定期日 年 月 日
完了した場合の特定事業区域の構造	別添図面 のとおり
特定事業が完了するまでの工程	別紙のとおり

注 特定事業区域の現状における現場写真を添付すること。

様式第28号（第19条関係）

特定事業完了届

年 月 日

市川市長

届出者

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

特定事業が完了したので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第23条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 第 号 位置：
特定事業の許可の期間 及び完了期日	許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した特定事業区域の構造	別添図面のとおり

様式第29号（第20条関係）

特定事業終了事前届

年 月 日

市川市長

届出者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

特定事業が期間内に完了する見込みがなく、特定事業を終了したいので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日 第 号 位置：
特定事業の許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
終了した場合の特定事業区域の構造	別添図面 のとおり
特定事業が終了するまでの工程	別紙のとおり

注 特定事業区域の現状における現場写真を添付すること。

特定事業終了届

年 月 日

市川市長

届出者

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

特定事業を終了したので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第24条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 第 号 位置：
特定事業の許可の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂等の搬入計画量及 び搬入実績	搬入計画量： m ³ 搬入実績： m ³
終了した特定事業区域の構造	別添図面のとおり

特定事業譲受け許可申請書

年 月 日

市川市長

申請者

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 2 5 条第 2 項の規定により、特定事業の全部の譲受けの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 第 号 許可の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
譲受けの相手方の氏 名及び住所	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
現場責任者の氏名及 び職名	
法定代理人の氏名及 び住所	
譲 受 け の 理 由	
添 付 書 類	1 住民票の写し(法人の場合にあっては、登記事項証明書) 2 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し 3 特定事業場の位置図及び付近の見取図 4 特定事業区域内土地使用同意書(一時たい積特定事業の場合にあっては、特定事業(一時 たい積特定事業)区域内土地使用同意書)及び特定事業区域内施工同意書 5 現場責任者であることを証する書面 6 その他()

特定事業相続等届

年 月 日

市川市長

届出者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条等の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第26条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可 及び特定事業場 の位置	年 月 日 第 号 許可の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
承継前の事業者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
承継年月日	年 月 日
現場責任者の氏 名及び職名	
法定代理人の氏 名及び住所	
承継の理由	

- 注 1 承継を証する書面を添付すること。
2 届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写しを添付すること。
3 現場責任者であることを証する書面を添付すること。

様式第33号（第22条関係）

特定事業相続等通知書

年 月 日

土地所有者

様

承継者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

年 月 日付け 第 号で許可を受けた特定事業について、当該許可を受けた者の地位を承継したので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第26条第2項の規定により通知します。

記

1 承継前の事業者

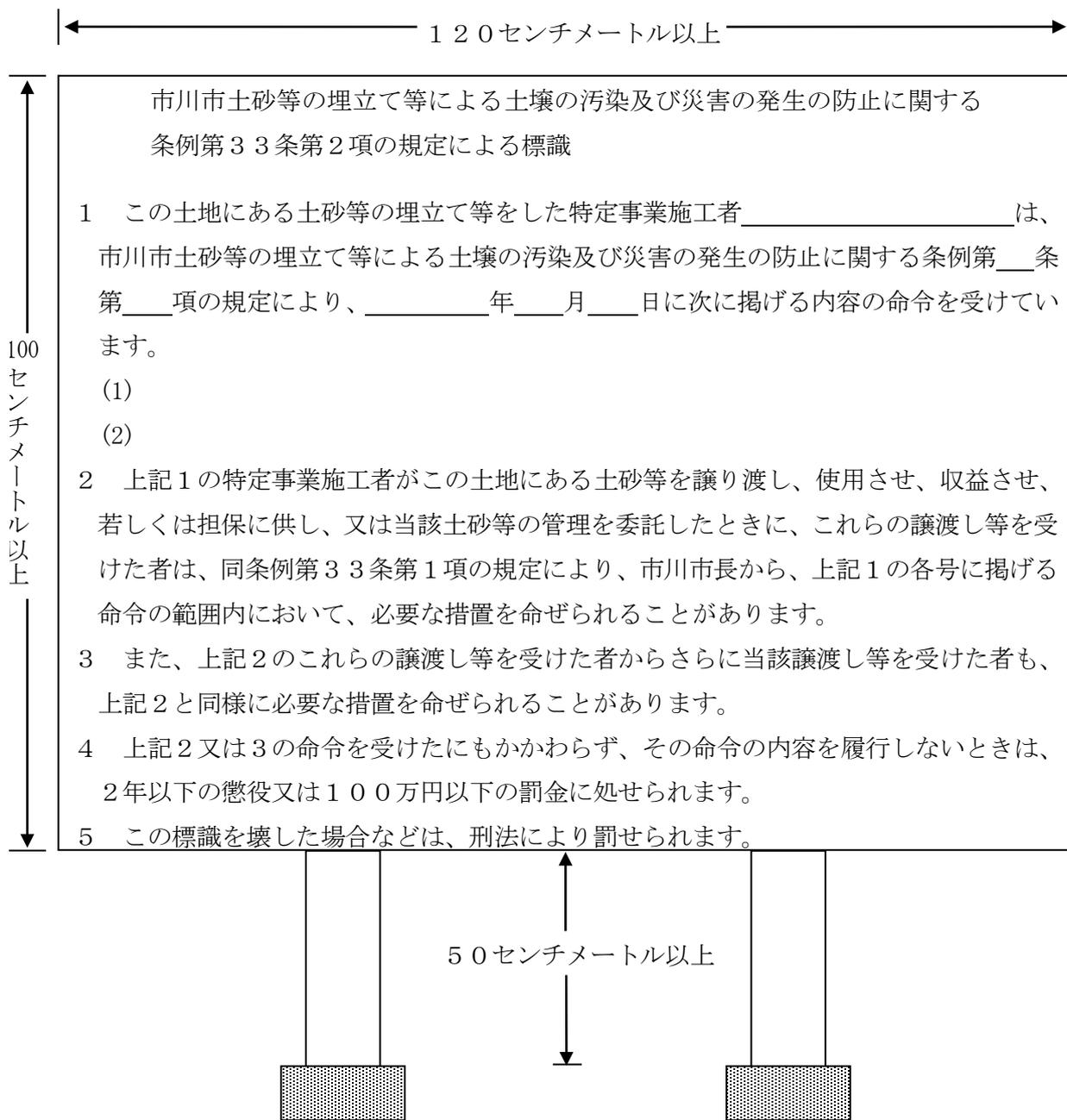
住所(所在地)：

氏名(名称及び代表者の氏名)：

2 承継年月日

年 月 日

3 承継の理由



様式第35号（第25条関係）

（表）

写真	第 号
	職氏名 生年月日
	上記の者は、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第35条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。
	年 月 日発行
	市川市長 印

（裏）

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例抜粋

（立入検査）

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

要綱様式

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し（法人の場合にあつては、登記事項証明書） 2 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し 3 特定事業場の位置図及び付近の見取図 4 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） 5 特定事業場の土地の登記簿謄本及び公図の写し 6 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書 7 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 8 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面 9 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図 10 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 11 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書 12 特定事業が規則別表第2に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面 13 現場責任者であることを証する書面 14 特定事業区域内土地使用同意書及び特定事業区域内施工同意書 15 その他（）

様式第2号（第3条関係）

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業事前計画書（一時たい積特定事業用）

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第3条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり提出します。

特定事業場の位置及び面積	地番 ほか 筆	特定事業場の面積 (実測) m ² うち特定事業区域の面積 (実測) m ²
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置		別添図面 のとおり
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業区域の表土の地質の状況 (表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合		別添のとおり 別添図面 のとおり)
特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量	年間の搬入予定量 m ³ 年間の搬出予定量 m ³	1日平均 m ³ 1日平均 m ³
特定事業の期間	年 月 日 ~	年 月 日
特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造		別添図面 のとおり
法定代理人の氏名及び住所		
特定事業に供する施設及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造		別添図面 のとおり
特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置		別添施工図面 のとおり

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業変更事前計画書

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第3条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

許可番号等	年 月 日付け		第 号	
	変 更 後		変 更 前	
変更しようとする事項の内容				
変更の理由				

様式第3号の2（第4条関係）

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業変更許可申請前の説明会等に関する事前相談書

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第4条第6項の規定により、特定事業変更許可申請前の説明会等を実施する必要があるかどうかについて、次のとおり相談します。

許可番号等	年 月 日付け	第 号
変更しようとする事項の内容	変 更 後	変 更 前
変更の理由及び相談内容		

様式第3号の3（第4条関係）

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業変更許可申請前の
説明会等の不実施決定通知書

年 月 日

様

市川市長

年 月 日付けで相談のあった特定事業変更許可申請前の説明会等を実施する必要があるかどうかについて、特定事業変更許可申請前の説明会等の実施は必要がないと決定したので、通知します。

様式第4号（第3条関係）

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業事前計画変更届

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

年 月 日付けで提出した事前計画書及びその添付書類の内容を変更したいので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第3条第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

	変 更 後	変 更 前
変更しようとする事項の内容		
変更の理由		

様式第5号（第4条関係）

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業説明会等実施計画書

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第4条第4項の規定により、次のとおり提出します。

実施の方法	説明会 ・ 近隣住民等を個別に訪問	
説明の対象となる近隣住民等	自治会名	(世帯)
	自治会名	(世帯)
	自治会名	(世帯)
	合 計	(世帯)
説 明 会	周知の方法	・ 個別配布 ・ 郵送 ・ 自治会内の回覧 ・ その他
	実施の方法	・ 自主開催 ・ 自治会へ依頼 ・ その他 ()
	日時	年 月 日 時から 時まで
	場所	
個別に訪問する場合にあつては、その期間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第6号（第4条関係）

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業説明状況報告書

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第4条第5項の規定により、次のとおり報告します。

実施の方法	説明会 ・ 近隣住民等を個別に訪問
説明 会	日時 年 月 日 時から 時まで
	場所
	出席者 人（近隣住民等 人）
個別に訪問した場合 にあつては、その期 間	年 月 日から 年 月 日まで
その説明会又は説明 の内容	
近隣住民等からの要 望等及びそれに対す る回答	

